

参議院国際平和協力等に関する特別委員会会議録第十六号

平成四年六月三日(水曜日)
午後一時三分開会

委員の異動

六月二日

辞任

鎌田 要人君
藤田 雄山君

補欠選任

関根 則之君
仲川 幸男君

六月三日

辞任

狩野 安君

補欠選任

藤田 雄山君

出席者は左のとおり。

委員長
理事

下条進一郎君

委員

上杉 光弘君
岡野 裕君
田村 秀昭君
藤井 孝男君
佐藤 三吾君
谷畑 孝君
矢田部 理君
木庭健太郎君
吉川 春子君
井上 哲夫君
田淵 哲也君
板垣 正君
尾辻 秀久君
大島 慶久君
合馬 敬君
鹿熊 安正君
木宮 和彦君
須藤良太郎君
関根 則之君

委員以外の議員

国務大臣
内閣総理大臣
外務大臣臨時代理
内閣官房長官
国務大臣
防衛庁長官

野田 哲君
久保田真苗君
村田 誠醇君
宮澤 喜一君
加藤 紘一君
宮下 創平君

政府委員

内閣審議官
兼内閣総理大臣
官房参事官
内閣法制局長官
内閣法制局第一
部長
内閣法制局第二
部長
防衛庁長官官房
長
防衛庁防衛局長
外務省アジア局
長
外務省欧亜局長
外務省経済協力
局長
外務省条約局長
外務省国際連合
局長
常任委員会専門
員
辻 啓明君

事務局側

本日の会議に付した案件

- 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(第百二十一回国会内閣提出)
- 国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(第百二十一回国会内閣提出)
- 国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案(野田哲君外三名発議)

○委員長(下条進一郎君) ただいまから国際平和協力等に関する特別委員会を開会いたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案及び国際平和協力業務及び国際緊急援助業務の実施等に関する法律案、以上三

案を一括して議題といたします。

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の修正について磯村修君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。磯村修君。

○磯村修君 私は、連合参議院を代表いたしまして、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に對しまして、修正の動議を提出いたします。その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

まず、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に對する修正案の要旨を申し上げますと、第一に、自衛隊の部隊等が行う国際平和協力業務及び輸送の委託に関する規定を削除することと。

第二に、国際平和協力本部に、国際平和協力業務の実施、協力隊員の教育訓練、国際平和協力業務に使用する船舶、航空機等の管理等を行う協力隊を常設するとともに、個々の国際平和協力業務は実施計画の定めるところにより、当該業務を行うために編成される協力隊の部隊である派遣隊により実施されることと。

第三に、内閣総理大臣は、実施計画の決定があつたときは、速やかに、国際平和協力業務を行うことにつき国会の承認を得なければならぬとするのと同時に、国会の開会または衆議院の解散のため国会の承認を得られない場合に、国会の承認を得ないで業務を行ったときは、その後最初に召集される国会で承認を得なければならず、この場合、国会の承認を得なければならぬこと。

第四に、内閣総理大臣は、国際平和協力業務を国会承認を得た日から一年を超えて引き続き行お

うとするときは、その三十日以内に、業務の継続につき国会の承認を求めなければならないとともに、不承認の議決があったときは、遅滞なく当該業務を終了させなければならないこと。

第五に、協力隊に派遣される自衛隊員は、派遣の期間中、自衛隊員の身分を保有するが、自衛隊員の職務に従事しないものとする。

第六に、國際平和協力本部が、派遣隊の構成員たる協力隊員の安全保持のため保有し、隊員に貸与する装備はけん銃に限るものとする。

次に、國際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案の要旨は、國際緊急援助隊への自衛隊の参加に関する規定を削除するとともに、國際平和協力本部に置かれる協力隊に國際緊急援助隊を行わせることができるようにするものであります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(下条進二郎君) 以上で修正案の趣旨の説明聴取は終わりました。

ただいまの磯村修君提出の修正案のうち、國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。加藤内閣官房長官。

○國務大臣(加藤一君) 參議院議員磯村修君提出にかかわる國際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に対する修正案については、政府としては反対であります。

○委員長(下条進二郎君) これより三案並びに岡野君外二名提出及び磯村君提出の修正案について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○國弘正雄君 私、御質問申し上げるときは、いつも何か私事にわたることで話をスタートする悪い癖がありますけれども、きょうもまた一つの私事から話をスタートさせていただきます。

というのは、私は番町グロリアビルということろに事務所を持っておりまして、そのお隣が気丈聡明をもつて鳴る委員長の母刀自のお宅なわけです。言ってみれば向こう三軒両隣でおつき合いをさせていただいているので、ですからなおのこと、きょうはどうも世間には随分けんのんな物騒な話がございますけれども、審議を途中で打ち切るなどということとは、委員長長の権威とそれから職権にかけてひとつ御容赦をいただきたいということとをまずお願いしておきます。「慎重審議を尽くせ」と呼ぶ者あり。そういうことでござい

ます。

三十八年前のくしくもきのうだと思いますが、例の自衛隊の海外出動を為さざることに關する決議というものが參議院で行われました。当時參議院議員の一員であられた宮澤現總理もその決議に参加をなさったというふうになっております。

あのときの趣旨説明を行った人は言うまでもなく、この間も同僚の田議員がおっしゃいましたけれども、鶴見祐輔さんでありました。鶴見祐輔という人は、改進党から衆議院及び參議院に出られた方で、厚生大臣のポストも占められた方でありました。のみならず、彼は本当に日本を代表する世界的な視野と経験を持った文化人でもあられました。新渡戸稲造さんの高弟でございましたし、また後藤新平さんの女婿でもあった。そして今、日本を代表する知識人である鶴見和子、俊輔兄弟の父上にも当たられる。松本重治前國際文化會館の理事長の兄弟子でもあられた。しかも、戦前から戦後にかけて随分あちこち世界を広く歩かれて、日本と國際社会との間の風通しを何とかしてよくしようというところで献身された方でありました。

その鶴見祐輔さんが趣旨説明に立たれたわけでありまして、私もこれをお話をあだやおろそかにするわけにはいかないというふうに思いますし、現にその豊かな戦前、戦中、そして戦後を通じての体験に照らして、鶴見さんは本當に情理兼備な提議理由説明を行われたわけでありまして、そのときに鶴見さんがはつきり仰せになっておられるのは、自衛とは海外に出動しないということ

でなければなりません。如何なる場合においても、一度この限界を越えようと、際限もなく遠い外国に出動することは、先般の経験で明白であり、それは窮屈であつても、不便であつても、憲法第九条の存する限り、この制限は破つてはならないのであります。こういうふうにして述べられ

ます。

鶴見さんといわば自民党の大先輩の一人になられるわけですが、その鶴見さんの趣旨説明を受けた時の防衛庁長官と申し上げたいと思ひます。が木村篤太郎さん、あの方はまあどちらかというと國際派よりは國粹派であられたし、剣道の達人でもあられた。そういうどっちかというところ張った形の方であられたけれども、その當時の木村篤太郎長官が、自衛隊というのには「海外派遣」というような目的は持つていないのであります。と、「海外派遣」という言葉をお使いになつて実に明白にそれを否定しておいでになるわけでありました。私は、日本の武装集団を海の外へは絶対に出不さなというのには、憲法云々の議論もさることながら、私たち日本人が戦後ずっと抱き続けてまいりました一つの悲願であつた、折りに近いものであつたというふうに思ひます。

そして、鶴見さんのそのときのお言葉は、戦後間もなくの我々日本人が共通に持つておりました初々しいまでの、うぶなまでの理想主義あるいは平和主義というものをあらわしてゐたものだと思ひます。

ところで、今論議をされております自衛隊の海外派遣を原則として容認するというこの法案は、どのように考えてみましても、あの參議院の決議に背馳するということだろと思ひます。私もいろいろ鶴見さんの御発言やあるいはその文言自身を子細に吟味いたしまして、果たして一部の例えは自民党の方々が仰せになるような考え方が可能であるかどうか微したわけでありましかれども、どうも私は、私の読みが浅いのか、あるいは私がある種の固定観念にとらわれているのかはわかりませんが、あの文言とあの鶴見さんの趣旨

説明は明らかに自衛隊を海の外に出すということ

うに扱う、扱いたい、扱うべきだ、扱うかと思われ
るのか、三党の方々お一人一人に御意見を賜り
たいと思います。

○岡野裕君 國弘先生、参議院にお越しになる前
からいろいろ書物も読ませていただいたり、尊敬
をしてる界の先輩であります、冒頭から私
に答弁を申し上げる場をつくっていただいてあり
がとうございます。

ただ、私も、國弘先生から、きょうの委員
会を円滑に進めるべく、どんな御下問があるだろ
うかということで私の方の会派からお部屋へ差
し向けたのでございますけれども、残念ながらい
ただけませんでした。そういうことで、この種の
問題につきましてはまだ我々三人で打ち合わせを
しなければいけない問題が含まれていると思
うのでありますけれども、一応私から御答弁を申
上げようと思ひます。

もう一つ加えますと、これはそこに矢田部、佐
藤先生おいででございます、谷畑先生もおいで
でございますが、先ほどの理事懇話会の二十九
年の決議の問題についてはどうするかという問
題が議せられました、ある程度案が委員長から
示されましたものをそれぞれ持ち帰る、いやも
うおれの方は結構だというようないきさつがあ
ります。ここですばつとしたお答えがで
きませんこともそういうことがあるという前提で
お聞きを賜ればばことに幸せだと、こう存じて
おります。

それで、先生、こんなものは古証文と思つて
いるのか、万が一にもそんなことはないだろうな
というお話ですが、古証文だなどという思いで私
はこれを受けとめているわけではございません。き
のうもお話を申し上げた次第でございます。

決議の中身はどういうことを指しているかとい
う点については、繰返しになりますけれども、こ
れは海外派遣ではなくて派兵はいけなと言つ
ているものである。先生今お話しになられた、そ
のときに木村長官はいみじくも「派遣」と、「遣
」と言っているではないかというお話、なるほどこ

ございましたけれども、これは以来四十年にわた
る歴史の中で、派遣ということではない、派遣とい
う言葉を使っているけれども中身は派兵というこ
とであるというように我々は理解をしているわけ
でありまして、憲法九条にもありますあの武力行
使の目的を持って武装した部隊を他國の領土、領
海、領空に派遣すること、これを禁ずるもので
あつて、今回政府原案で、あるいは我々も修正案
というところでその面には手を触れませんでした
P K O にひとつ我が國が参画しようではないかと
いう本法律案、これはいささかも、憲法はもと
りのこと、先生おっしゃいました二十九年の参議
院決議にもとるものではない、こういうふうに考
えております。

同時に、これは我々参議院の決議であります。
先生もこれは法的拘束力を持つかどうかはとい
うお話でありましたけれども、一院の決議だけで
家、國民を法的に拘束するということやなこ
とは、これはないわけでありまして、そういう意味
合ひでは、やはり理念的なものを宣明したのであ
る、いわゆる政治的といひますかあるいは道義
的といひますか、その辺の意味合ひを持つもので
あるというふうな意味合ひで私はこれをかく受け
とめておるという次第でございます。

一応、岡野裕君からのお答えはそんな次第であり
ます。

○峯山昭範君 お答えさせていただきます。

自衛隊の海外出動を為さざることに關する決
議、実は私も予算委員会の際にこの問題を取り
上げさせていただきました。ちゃんと覚えており
ます。趣旨説明の要旨もすべて読ませていただ
いたことを覚えております。それは、ご存じのと
おり、先般の國連平和協力法案の、あの直後の予
算委員会であつたろうと思つております。

私もこの決議をどう考えるかということ
で、当時から随分議論になりましたけれども、私
どもといたしましてはこの決議の趣旨はそういう
ふうな承知をいたしておりますが、いざにしまし
ても今から三十八年前になりますので、当時、終

直後ということもございしますので、現在と大分違
うんじゃないのかという認識を現在私は持つて
いるわけですが、それは、戦争当時の体験とか、自
衛隊を初めて創設をいたしました、新しい日本の
自衛隊が足立するに当たつてこの決議であつた
うと私は思つております。

そういうふうな意味で、自衛隊を侵略のために
海外に出さないようにする、そういう思いがあの
決議の中に込められていたのじゃないのか。そ
ういう意味で、戦争のために海外へ出さない
という趣旨は、この決議は現在でも十分生きて
おりますし、また我々としても生かしていかなく
ちゃならないと思つております。

しかし、それはもつと逆に言いますと、現在の
自衛隊を戦争の目的で海外に出させる、出動さ
せるなんというところに賛成する國民は少ないと
思ひますし、ほとんどいいと言つてもいいと思
ひますし、また自衛隊を海外に戦争のためにやる
人はいない、これはみんな賛成してくれる人
は一人もいない、私はそう思ひます。そういう
意味で、この趣旨は十分生きてるんじゃない
のか、こう思つております。

また、今回私もP K O 法案と絡んでこの問
題を考えてみますと、現在の時点というものは、
時間的な問題もあつたけれども、國際貢献とい
うのが前々からたくさん問題になつてきたわけ
でございますけれども、急に高まつてまいりました
のは、御存じのとおり、あの湾岸戦争の後であ
ると思ひます。そういうふうな意味で、湾岸戦
争、本當に私も悩ましましたし、國民の各層の
皆さん方もいろいろな角度から検討し、悩んで、
そして國際貢献はどうあるべきかということ
を随分御検討いただいたと私は思ひます。そ
ういふうな中で、やはりお金だけではだめだ、
やはり人を出さなくちゃいけないという面につ
いては、これは各党とも御理解をいただき、また
社会党さん、また先ほど趣旨説明をされました
連合さん、人を出すということについてはこれは
もう必要だと。そこまでは確かに國民的合意が
できつつ

あるわけでありまして。また、日本が國際的に
経済の面でも大きな発展を遂げている、そ
ういふような意味で、私もこの趣旨をがっちり尊重し、
憲法の範圍内で國際貢献を果たしていかなく
ちゃならない、そういうふうな考へております。
古証文なんというものは全く考へておりません。

もう一つ申し上げますと、この問題につ
きましては先ほどお話ししましたが、有権者
は参議院でやるべきだと思ひます。きのうは
答弁をしませんでしたけれども、実は、三
党の有権者はどうだと言われまして私も非
常に弱つたわけですが、有権者といふのは三
党で出すわけじゃありませんし、三党で有
権者を出せと言われましてこれは本當に困
るわけでありまして、私どもはこう考へて
いる、よその党はこう考へているといふこ
とを各党が持ち寄つて検討するといふこ
とになつておると思ひますし、今この問
題は理事会の方で預かりということになつ
ておりますので、そちらの方で十分御検討
をいただきます。

○田淵哲也君 お答えいたします。

きのうも小川委員の御質問に對しましてお
答えいたしましたとおりでございますが、この
決議は、自衛隊の法制に当たりまして、憲
法の精神を踏まえ、二度と他國を侵略し
たりはしないとの意思表示をあらわした
ものと受けとめております。我が党とし
ては、現在もその気持ちは変わらな
いものであります。また、あの国会決議
は、當時の國際情勢や我が國の置かれた
立場から見て、戦争のための海外出動
を中心とした想定がなされ、平和時
の平和目的の自衛隊の海外派遣など
想定できない状況の中であつて、当時
から見れば極めて当然の内容であつた
と思ひます。

しかし今日、我が國は世界第二の
經濟大國となつて、國際社会の中で
重要な地位を占めるに至つて、また
國連の活動も本格的には東西の冷戦
などで十分な機能を果たせなかつた
ものの、いわゆるP K O の活動は進
められ、その実績を積み上げてきた
のであります。今日では、人的面でも
我が國

は国際社会に積極的に貢献し、役割を果たしていかなければならぬ状況から考えますと、PKOに対する派遣は、決議に想定した侵略行動とは全く別であると理解しております。

政府は、これまでも南極観測あるいは湾岸戦争のときに敷設された機雷除去のための掃海艇派遣など、自衛隊の海外派遣を実施し、国際的にも高い評価を受けてきたところでありますけれども、今後災害救助あるいはPKOへの自衛隊の派遣など、自衛隊の海外派遣を行っていくことは、憲法に掲げる平和主義の原則に沿うものであり、昭和二十九年の国会決議の趣旨に反するものではないと考えております。

なお、古証文と考えておるかということですが、我々はこの決議が古証文で、あるいはそうではないといったような考え方をしたことはございません。ただ、国会決議というものの趣旨から見て、先生もおっしゃったように政治的、道義的なものでありますし、また時代が変わったときにこれを改正するにしても、原則として全会一致で決議されたものでありますから、改正するには全会一致の同意がなければできないのは私は当然のことだろうと思っております。

そういうことになりましたと、各会派の解釈とか理解というもので差が生じてくるということはあるわけでありまして、これをどう扱うかは参議院の院で決めるべき問題でありますので、これは当委員会においても理事会預かりということで検討を進めることにしております。

○國弘正雄君 申し上げたいことはいろいろありますけれども、しかし幾つかのテーマを抱えておりますから、もう一回後で戻らせていただきます。

さて、今のお話の中でもある程度ほの見えてきたんですが、いつものことで、何も今回に限ったことじゃありませんけれども、法律の場合にしばしば、特にそれがややこしい、なかなかすんなりと皆の胸に落ちないような難しい法律の場合に

は、条文であるとかあるいは用語であるとかのあえて言わせていただければつじつま合わせみたいなものが行われるというケースがある。今回のこのPKO法案については、大変にそれが私には目立ったわけでありまして。

例えば、後でこれは触れますけれども、コマンドとそれから指揮、あるいは指揮権と指図、何か類語辞典を引くかのような、そういうような感じである。この三つの言葉がしばしば恣意的に用いられ、あるいはその用語が後で改定をされるというようにすることがあって、恐らく一般の国民の目線で見ますといかにもわかりにくい。何か言葉のつじつまを合わせているのではないかとというような感じがするだろうと思うんですね。これは、私は何も政府・与党だけを責めているんでなくて、国会全体がそういうような弊を今持ちつつあるというような気がいたします。

あるいは今回のPKO法案に関して申し上げますと、参加ではなくて協力である。何かよくわかったようなわからないような、少なくとも一般の国民の胸にすんと落ちるような、そういう明快さには欠けている。明快さに欠けるだけではないで、むしろ何か国民の側からすれば、たぶらかされていのではないかとというような思いすらする。あるいは派遣であつて派兵でないと、今もそういう話が出ましたけれども、そんなようなこと。あるいは平和維持隊対平和維持軍というような問題も既にきのうあたり出てきているわけで、どうも言葉の問題がいろいろ出てくるんですね。

そこで、どなたに伺うべきでありますか、これは外務省に伺うべきかもしれませんけれども、いずれ国連と約束というか協定を結ばなくては行けない場合に、当然国連に対して日本のPKOの法律を解説し、説明しなくては行けない、翻訳して説明しなくてはならない。そんなときにコマンドとそれから指図と指揮というのを一体どのように横文字に直さようとするのか。注釈をつけるといふような、ぶざまとあえて申しませんけれども、かなり異例なことをして、何か言い切るめるといふ言葉は非常にひどい言葉かもしれないけれども、しなくてはならないんじゃないだろうか。

皆さんの御苦労が何か私ですらちよつと気がかりだ。他人の疝氣を気に病むなど、こうおっしゃられればもうそれつきりですけれども、しかし事はやっぱり日本の外交に関するわけでありまして、そのあたりについてちよつと伺っておきたい。これは後でもう一回伺うべきテーマですが、とりあえず伺っておきます。

○政府委員(野村一成君) お答え申し上げます。この点につきましては、特に指図とコマンドという点につきましては衆議院の特別委員会の段階でも御指摘がございました。今ちよつと調べてみたのでございまして、十一月十九日の委員会におきまして私の方から答弁いたしておりました。

その趣旨は、この法案第八条第二項の「指図」といふのは、国連と派遣国とのいわゆるモデル協定にございます国連のコマンドのもと、英語で恐縮でございますけれども、「アンダーザコマンドオブジュナイテッドネーションズ」のコマンドと同じ意味である。これは今回の五月十八日の外務大臣の発言につきましても同様であるといふことを指摘しておるわけでございます。したがって、英語としてはコマンドが適当と考えられる、そういう答弁をいたしておりますし、そういう考え方でございます。

○國弘正雄君 それほど単純なことで実はないんです。横のものを縦にするというような、そんな簡単なことで話が済むなら何も苦労はしないといふことをあえて申し上げたい。

そこで、そのコマンドあるいは云々はしばらくしておいて、PKOという言葉自体について少し伺っておきたい。もちろん、あれはピース・キーピング・オペレーションという英語の略であるといふことはそのとおりでありますけれども、それを皆さんは平

和維持活動というふうにお訳しになった。それがもう人口に膾炙しちゃっていますから今さらこれをどうこうするといふことにはならないわけですが、ピースキーパーという言葉は一体どういう意味だと思われませんか。そして、ピースメーカーという言葉にどういう意味があるというふうに思われますか。外務省の方、どなたでも。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。先生の御質問、私は、ピースメーカーあるいはピースキーピングと申しますのは、この言葉の使われておる文脈その他によって意味は違ってくるんだらうと思いますが、一般的には、ピースメーカーというのにはピースキーピングも含んだ広い意味で使われている場合がございます。それから、別な文脈の中では、ピースキーピングと申しますのは紛争が終わった後でできた平和を維持するため云々云々といふことですが、ピースメーカーというのにはむしろ紛争そのものを起こさない活動を指す場合に使われるといったようなこともございますし、そういう意味で、冒頭に戻りますけれども文脈その他使用の方によっていろいろな意味を持つていっているというふうに考えております。

○國弘正雄君 私の質問が確かに舌足らずであつてそういうお答えになつてしまったんですけれども、私が申し上げたいのは、もうお答えいただかなくて結構ですが、ピースメーカーという言葉は、驚くなけれ、アメリカの辺境地帯、西部開拓時代に恐らく濫觴するんだと思いますが、今日においてもなお銃器を指して使われることが多い、ピストルを指して使うことが多い。それからピースキーパーというのは、これはレーガン大統領がMXミサイルのことを、どういふつもりかはわかりませんが、ピースキーパーと呼んだ、こういう事実があります。私の申し上げたいのは、ピースキーピングという言葉自体が、あるいはピースという言葉自体が、英語的な文脈においていふと武力とかあるいは軍勢力とか、場合によっては暴力というものの、

昨今のロサンゼルス等の暴動のときにもこの言葉が頻用されておりましたけれども、そういう軍事力とかそれから暴力あるいは武器というようなものと背中合わせの、まあ素直さと言ってもいいと思いますが、を持った言葉であるということをお願いしたい。「それがどうした」と呼ぶ者ありや、それがどうしたと仰せになりますけれども、もう少し待って、黙って聞いていてください。

それから、そのオペレーションという言葉についても、これはもう皆さんが御案内のとおりでありますけれども、いろいろな意味を持っておりますが、非常に重大な意味は作戦という意味であります。ですから、例えば経営学の用語として今では普通になっているオペレーションズリサーチ、ORなどというものは、もとはといえばいかに高射砲でもって敵を有効適切に撃墜するかということのいわば方法として発足をしたというような、何といえますか非常に薄ら寒いニュアンスを基本的に持っております。

だからPKOというのは、何かPKO、PKOという、あたかもボーイスカウトのジャンボリーか、何か遠足みたいな、人畜無害なニュアンスが非常に強いんですけれども、実際はもっと生々しいというか、もっと、まあ言ってみれば血なまぐさいものを持った言葉であるということを申し上げたい。

だからこそ、だからこそ、例えばPKOの父と言われるイギリスのブライアン・アークハートが書き残したPKOについての書物も、「ア・ライフ・イン・ピース・アンド・ウォー」、ウォーという言葉がそのタイトルに使われているというようなのは、まさにその例であります。

言葉の問題は大したことないじゃないかと仰せになるかもしれませんが、言葉は我々の意識を決定いたしますし、意識は我々の反応やあるいは行動やに大きく影響を与えるわけでありまして、単なる言葉の訳の問題だ、あるいは誤訳だなどといった簡単に片づけられないものがある。今

さらPKOを何かもう少しニュアンスの近い言葉に戻せと言われても、それはもう無理だとおっしゃられれば全くそのとおりでありまして、私は何もそれを言いかけてくださいと申し上げるんじゃないんだけれども、大変にPKO活動というものがあるという血なまぐさいというか、あるいは暴力あるいは武力の使用あるいはあえて言えば行使、使用と行使は違う、武器の使用と武力の行使は違うんだとそちらは仰せになるでしょうけれども、とは紙一重のものなんだということを申し上げます。

過去において、これは外務省も私は大いに責任があったと思うんだけれども、時の鈴木貫太郎総理大臣のボツダム宣言を黙殺するという、大変懐の深い言葉、黙殺というもう本当に苦心の策だったと思うんですが、という言葉を実にあっさりといぐノアあるいはリジェクトというふうに訳してしまつた。そのことが結局は、日本がボツダム宣言受諾の意思がないんだというふうに連合国側にサインを与えて、ある人の説によれば、これは私はその説を必ずしも信じませんけれども、あるアメリカの研究者の説によれば、それが広島、長崎に結んでいったんだと、あるいはそれがソビエト軍の満州進攻につながっていったんだというようなことを言う人もおる。決してそんな単純なものではないということをぜひとも申し上げておきたい。

それから、米国の例の排日法案というものが盛んになりました大正の半ばでありますけれども、いわゆる排日法案と称されるもの、実際はあれは排日ではなかったもので、少数民族あるいは黄色民族に対する排日であつたわけですが、我々日本人はこれを排日と単純に受けとめた。その排日法案が通ろうというときに、時の外務省の植原駐米大使はアメリカの議会に対して、こういうものが通つたとしたら日米関係に重大な結果をもたらすであろうという意味で口上書を提出し、その重大なる結果というものをグレートコンシクエンスズと訳した。ところが、外交慣例として言えばグレート

コンシクエンスズというのは戦争を意味するわけでありまして、アメリカ側は、これはこの法案を通したら日本は戦争に訴えてくるかもしれないというふうにアメリカのナショナリズムをえらく刺激し、またそれを悪用する低劣なアメリカの政治家がおりまして、日米関係が一層騒然としたというふうなこともあるわけですね。

近くは、構造協議というものが果たしてSIIの訳語として正しいかどうか。あるいは核の持ち込みをイントロダクションと言うわけですが、そのイントロダクションと持ち込みがイコールであるかどうかというふうなことをめぐって論争が起きたことは記憶に新しいわけです。

ですから、私はこの言葉の問題、コマンド、指揮、指揮というふうな、どうも言葉のつじつま合わせが非常に先行しているのではないかと、そこに何か一般国民からすると割り切れないものを覚えるのではないかと気がしてならないからお伺いをしたわけでありまして。

それに関連いたしまして、ついさうのうの一部の新聞あるいはきょうの朝刊も報じておつたと思ひますけれども、PKOの特別委員会、これは我が方の特別委員会ではなくて、国連の特別委員会が一日に報告書を出しました。その報告書をまだ精査するに至っておりませんからわかりませんけれども、どうも新聞報道だけでも、あの報告書を見ておきますと、何かPKOというものがえらく変化しつつあるのではないかと。例えば、当事者の同意を求めないで派遣することも将来はあるであろうなどということが書いてある。あるいは軍事化と申しますか、無限にPKOがPKFに近づいていきつつあるのではないかと懸念を私どもに抱かせるような内容である。あるいは各国の待機部隊を設置するとか、安保理事会が自由に使うことのできる常設軍を設置しようとしている、そんなようなことが報道されております。

これは生き物でありますから、PKOだつて生々発展の過程を経るのはよくわかりますけれども、ただやっぱり軍事力のウェイトが非常に増大

しつつある、あるいは大國主導型になりつつある、あるいはカンボジアのように国連という名のもとに、たとえ勝たるとはいえ、一つの主権国家の行政から軍事から外交から、一切合計に国連が網をかぶせてしまう。何かある種の総督府化みたいな傾向が見られるというふうな懸念があるんです。

そういうふうなPKOのある種の向かう傾向というものを、日本政府当局者、特にこのPKO法案を進めようとしておられる政府ないしは三党の皆さん方、あるいはその事務当局の皆さん方は懸念しておられるかどうか、そんなことは何でもない、当然のことだと仰せになるかどうか、そのあたりちょっと伺いたいと思います。

○政府委員(丹波實君) お答え申し上げます。その前に一言だけ。先ほど先生、元国連次長でPKO担当のアーキハートさんのお言葉を御引用になられましたけれども……

○國弘正雄君 引用していません。

○政府委員(丹波實君) という趣旨のことをおっしゃつておられましたけれども、そのアーキハートさん自身は昨年九月十日の朝日新聞とのインタビューの中で、PKFにつきまして、平和「維持軍は非暴力、非強制の「敵なき兵士」だからこそ、偉大な力を発揮する。戦闘状態で武器を使えば、紛争に巻き込まれ、当事者のひとりになってしまふ。戦う平和維持軍は、決して役に立たない。」ということもおっしゃつておられるので、双方あわせてぜひ御理解いただきたいというふうに思ひます。

それから、ただいまの先生の御質問ですが、まず、このPKO特別委員会と申しますのは一九六五年に国連総会のもとにできまして、三十四カ国が毎年集まつて今後のPKO活動がどうあるべきかということを議論している委員会でございます。昨日、報道の対象になりましたのは、ことしの会合の結果を盛つた報告書というものが公表されたということでして、その中ではいろいろな国がいろいろな意見を述べているという紹介がありまし

て、その中の一つとして、例えば、今後のPKOには同意がなくても国連はみずからの権威で紛争処理ということに入っているかどうかという意見があったということでございます。

この点に若干触れさせていただきますと、御承知のとおり、PKOと申しますのは今は国連の活動であるということ自体について加盟国には異論はないんですが、ただ、憲章上明文の根拠規定を持った活動ではない。そういう意味で過去四十三、四年の歴史がありますが、慣行の上でできておりまして、その慣行の中から停戦の合意ですとか、受け入れ国の同意、合意、それから中立性といったようないらない原則が出てきて、その原則自体は今日までそういう原則として生きてきておると思います。

他方、私、先日この場で申し上げましたけれども、PKOを振り返ってみますと、進化、発展の歴史であったと思います。例えば選挙監視あるいは人権監視、UN Tracでもそうですが、いろいろなことが行われております。これは例えば五年前をとった場合、そういうものはなかったんです。現在、国連の中で、例えば将来PKOを使って海上交通の安全をやらせたらどうかとか、あるいは麻薬の取引ですね、こういうものをPKOを使って取り締まったらどうかといういろんな案が出ております。そういうことでございますので、今後このような原則が崩れることは全くありませんとここで私は断言するつもりはございません。

例えば、去年のイラク、クウェートの国境にできましたUN Tracですね、これにつきましてはUN Tracが設置されたときには一応イラク、クウェートの同意というものはとってあるんですが、その経緯にみれば、一部の国連の考え方は、イラクがたとえ将来同意を取り消しても存在し続けると言っているわけですね。ですから、そこで既にひとつそういう問題が出てきている。

それから、もう一つだけ例を挙げさせていただきますと、現在、クロアチアに展開しております

国連保安隊、保護隊と言った方がいいのかもしれないんですが、保護隊につきましては、どうもこのボスニア・ヘルツェゴビナの紛争の煙がクロアチアの方にひっかかっておる、今後この保護隊をどうするか、性格を変えなければならぬのかという議論が実は国連の一部で起こっておりますので、あるいはそういう場合には保護隊の性格は変わるかもしれません。

しかし、日本政府として一番重要なことは、今お出ししておりますこの法案が認められた場合にはこの枠組みでしか出ていかぬ。そういう意味では伝統的なPKOにしか参加するつもりはない。将来いろんな状況で見直しが行われる、それはまた別のあれですが、現在の法案の枠組みでしか考えるつもりはありません。

それで、見通し得る将来、その伝統的な意味でのPKOが非常に、全部ひっくり返ってしまうというところは、まず当分はないんじゃないか、そういう意味では十分お役に立てるんじゃないかと私たちは考えておるということでございます。

○國弘正雄君 アークハートのことは、私は彼の書物の書名を「ア・ライフ・イン・ピース・アンド・ウォー」と言ったんであつて、彼の発言を引用したということではございませんから、訂正してください。

ただ、今回のこの特別委員会の報告書を見てみますと、何か今までPKOというものを、ややもすると、これは何も与党だけではなくて、政府だけではなくて、我々を含めて、固定的に、あるいは静態的というんでしようか、つまりステーションナリーなものとして考えてきた嫌があるのではないかと。ところが、今私も申しましたし局長もおっしゃいましたけれども、生き物として変化していく、生々発展していく、どういう方向であれ生々発展をしていく。その動いていく過程の中で、どうも軍事力の果たす役割が大きくなり、しかも大国主導型みたいな方向に向かいつつあるとするとすれば、一体日本はどこまでそういう傾向についていくのか。とことんまでついていきま

すということなのか、いや我々には我々の待てしめしというところのポイントがあるのかどうなのか、そのあたりを私は伺ったわけです。

○政府委員(丹波重君) 現在の国際情勢の動きの中で、果たして軍事力が重みを増しているのかどうかという点につきましては、見方によって、いろんな人によって違うんだと思うんです。やっぱり東西の冷戦がこういう状況になったというところを考えると、米ソの対決と、かつてのソ連ですけれども、そういう確率というのが非常に下がっているわけで、今問題になっておりますのは、これまで冷戦の中でイデオロギーによって押さえつけられていた地域紛争的なもの、つまり、宗教とか民族とか領土とか、そういういわゆる伝統的な地域紛争というものが非常に頻発するようになってきて、それを何とか何とか、今まで冷戦の孤立的な存在であった国連がむしろそこから脱却して、国際の世論というものを背景にしてそういうものを処理していくという時代に入っているわけです。

そういう意味では、軍事力が大きな比重を占めつつあるというよりは、むしろ逆ではないかという見方もできるわけで、従来にも増して、例えばアフリカとかその他の貧困で悩んでいる地域の平和と安定のためには経済力が従来よりも重要だという見方もできるわけでして、そこは見方によっていろいろ異なるんじゃないかというふうに考えます。

○國弘正雄君 それに若干関連するんですけれども、ごく最近カンボジアの明石さんが、カンボジア北部ないしは西北部と言ふべきでありますように、パイリンというところを訪問したときに、いわゆるクメール・ルージュ軍にとめられてしまった、そしてクメール・ルージュ支配下の地域に入ることを拒まれてしまったというようなことが報道されています、つい数日前でありました。

どうもクメール・ルージュ側の言い分を聞きますと、明石代表はプノンペン政権寄りであり公平

とは言えないと。プノンペン政権もしくはシアヌーク殿下もしくはソン・サン首相のグループに非常に近いと。我々クメール・ルージュをいわずに第三者という言い方をクメール・ルージュ側がして、それが一応表向きに口実になって、来てもらっちゃ困るということをやった拒否されたということがございます。

私は、なぜカンボジアなのかということの後で実は総理に伺いたいですけれども、我々日本人、そんなにカンボジアに今まで興味なんかあったわけで、日本政府が何にもやらないときに、組織の若い諸君が例えば井戸を掘りに行ったあるいはさまざまなボランティア的なサービスをやってくれていたわけで、それに対して一切の助っ人を公的機関がやらなかったということが言えるわけですが、にもかかわらず、急に何か火がついたようにカンボジア、カンボジア、カンボジアと、一体それはなぜなのか。

後でこれは総理に伺いたい問題なんですけれども、その前に、カンボジアの四派、あるいはさらにもっと派があるんだというようなことを専門家はおっしゃる。クメール・ルージュについても決して一枚岩ではない、あるいは、プノンペン政権についてもこれは決して一枚岩ではないんだというようなことをこれは何うわけですね。

果たして、今のような状態、つまり明石さん、ほかならぬ明石さんが出て行っても入ることを拒否される。しかも、非中立的な我々の友人ではないなどという理由で拒否されるというふうな状態があつて、例えばPKOがカンボジアに行くというときに、そのいわば内戦というか、内戦争いというか、内戦もめというか、そういうようなものに巻き込まれてしまう。つまり、カンボジアの内戦にいわば干渉する、あるいは容喙するといふような形になるのではないかと、これを私は大変に恐れるわけですね。

論を伺っておりまして、小火器は持つていくんだ、そして正当防衛的なときにはその火器を使うこともあるんだ、しかしそれは武力の行使ではないんだというような御説明をなさったわけですね。それなら、そんなような、つまり相手方の国が非常におさまっていない。おさまった後へ行くんだと、こうよくおっしゃるけれども、全然おさまっていない。しかも、このおさまりのなさぐあいのいうのはもつとひどくなりそうなのが既にカンボジアにあるわけですね。そういったようなところに、たとえ訓練を受けているとは言いいえ、余り人生経験その他も豊かでない、しかも土地の事情とか風土とか、あるいは言語とか習慣とか、あるいは歴史的背景というようなものに不案内な若者が行って、何かいざというときには、正当防衛ということであるならば自分の持つていく武器を使うこともあり得べしと、そんな大変なところに……（五原則がある）と呼ぶ者あり）いやいや、五原則五原則とおっしゃるけれども、そんなところに日本の若い者をむきむき行かせてそんな目に遭わせることが、我々大人のすべきことなんだろうかとどうだろうという気が大変にするわけですね。

だから、内戦がまだ決しておさまっていない。その内戦がおさまっていないのみならず、我々が入ることによってむしろその争いを激化させることにもなりかねない。必ずなるとは申し上げておきませんが、なりかねないという状況のときに、そういう修羅場みたいなところに結局我々は我々の若い者を送るのかと。そこら辺が私としては何とも割り切れな、痛ましいという気持ちです。あるところなんですね。そんなことは大きなお世話だとおっしゃれば大きなお世話かもしれせんけれども。

しかし、そこで伺います。その四派のうちのいわゆるクメール・ルージュ派、キュー・サムファンという方々には日本政府当局はちゃんと連絡をとっていらつしやるのかどうか。全然そういうところはつてもなければ知り人もない、

だから、どこか民間の団体かなんかにつてを頼んで連絡方をお願いしているということなのかどうか。どうなんですか、そのあたりお聞かせください。

○政府委員（丹波重吉） たまたまアジア局長不在でございますので、本来アジア局長から御答弁申し上げるところでございますが、私が本省に入ってくる今川大使の電報その他の書類で観察する限り、今川大使はそのK Rを含めまして四派の方々、指導者にまんべんなく接しておられて、常時意見交換を行っておるということでございます。

○國弘正雄君 私は、そうでもない話もちろちから聞いておりますからね。政府当局としてフォーマルな、オフィシャルなルートを持っています。ないために民間団体に委嘱をしてルートをつけなければならぬというようにも聞いております。また向こうサイドが明石さんに対して見せしめ、また向こうサイドが大げさですが、そういう感情、フレンドリーでない感情というものが、日本側が特にPKO法案が通ってカンボジアに出かけるといふようなときに沸き立ってくるのではないかと。いかに訓練を受けた人とは言いいないが、二十代の個々の若者に事情不案内な異国の地とつさの場合に、ひよつとすると過剰防衛とかあるいは殺人罪に問われるような可能性を秘めて武器を使用させる、そんな判断力を、彼らが果たしてつさの場合の判断力を持ち得るかどうかどうだろうか、そういう訓練というものが果たして実際可能なかどうか。私は不可能だと思っておりますけれども、そんなものは訓練によつて受けるものではない。ある種の人生体験の蓄積の上にはか得られないだろうと思っております。私は訓練で受けられる、身につくものとは思いません。

ましてや、この法案が、政府原案を含め、それから修正案を含めて何か不完全なまわりない。あつちをつつせばこつちがはるが出る、こつちをつつけばあつちがおかしくなるといふような、すくなく雨漏りがするような破れ傘同様の法案だと思っております。思っているんですよ。はつきり言つて思っているんですよ。

それは自民党の皆さん方も、あるいは政府の方々も胸に手を当ててこの法案そのものをじつくり吟味なされば、ああこが不十分だ、あそこがどうだといふようなお気持ちをお持ちになると思ふ。しかも、三党のいわば合意という形でさらにその上に屋上屋を架している。その屋上屋の何がという破れ傘であり、あるいは何というのですか、（発言する者あり）これは何も私が言っているんじゃないんです。皆さん方の自民党の有力者、例えば後藤田さんのような方がはつきりおっしゃつておる。（いづつばいいからいろいろだよ）と呼ぶ者あり）それはいろいろでしよう。それは自由民主党ですから、自由な風風をお持ちでありますからね。それですけれども、しかし、例えば後藤田さんのような方があつちをとおっしゃつておられる。さらにそれに屋上屋を重ねるんですから、もう何というのか、私の言葉で言え、荷崩れ現象を既に起こしているといふに思ふんです。だから、荷崩れ現象が起きないようには徹底的にひとつつさという穴を詰めていただきたいといふふうに思つています。それが一つですね。

そのあたりもう一回、カンボジアなんですけれども、例えば今私が申し上げたことについて防衛庁長官、何か御見解があればお漏らしたいたしたいと思います。

○國務大臣（宮下創平君） お話を伺いたいしまして、私の感じたことを申し上げたいと存じますけれども、まず明石さんとクメール・ルージュとの関係について言及されましたけれども、これは国連のあくまで業務でございます。その代表者として明石さんがたまたま日本人として、国連職員として最高のスタッフとして行つておられるわけで、あくまでこれは国連の活動でございますので、日本人がリードしてUN TACをやっている

わけではないわけでございます。そういう意味では、明石さんが日本人だからどうのこうのというようなことはまずないのではないかなという率直な感想を私は持ちました。それから、あくまで国連の活動についての私どもの協力でございますから、そういう点は多少誤解ではないのかなと。

それから、訓練によつて若い人をいたすにそういう危ない地域に出すのではないのか、訓練でそんなことは不可能だ、二十四条の武器使用なんてのは厳格にできないじゃないかといふことを仰せられますが、私もある意味ではそういう面はやっぱり心して、自衛隊員をそういう面々までの専守防衛の立場としての自衛隊の訓練と全く別個のこれは任務でございますし、訓練を要すると存じます。

つまり、小型の自己防衛のための武器使用も抑制的にこれは使うということが法律ではつきり書いてありますから、抑制的な訓練もしなければなりません。もちろん個人差がいろいろございまして、派遣する場合には自衛隊員のそういう資質その他をよく見て、そして隊の編成をしなければならぬ。そういう意味で、委員の御指摘のようなことに必ずしも一義的になるものではないし、ならせたいけないといふ感じを持って拝聴をいたしております。

私も、この任務が与えられたならば、きちつとしたこの法律の趣旨、目的に沿つた形で訓練をして、そしていわゆる直接侵略、間接侵略に対応する自衛隊のあり方と機能と全く違う別次元のこの派遣目的でありますから、そういった方面の訓練をきちつとやって、隊員の安全も確保できるような体制で派遣をしたい、このように存じております。

○國弘正雄君 PKOもそうですし、あるいはもう少し平和裏に行われる貿易とか通商とかそういったような営みも私はそうだろうと思ふんですけれども、ある種の異文化体験みたいな部分があるわけですね。特に危険なところにはやらないんだと、こういうふうにおつしやるけれども、しか

し例えは海部さんは総理大臣のときに、犠牲は覚悟していますというようなことを、たしかあはれは衆議院の予算委員会ですういうことをひょっとと仰せになった。余りマスコミが注目しなかったもので、私は何でも注目しないのだらうと思つたぐらゐそのまま、言つてみれば平穩無事に通つちやつたわけですが、とにかくさういふ危険といひますか、明らかに危険が存在をする。

それで、こちらがどんなに善意でいたとしても、場合によつては向こうから急襲をかけられるというようなこともあり得べしという状況でございすね。しかも、それは知らぬ他国に行くわけですね。日本のどこかで演習しているといふようなそんな生やさしいことではない。さうなつてくると、私はその自衛隊の今おつしやつた訓練というのは、ある種の異文化体験といふことの上に立つての訓練でなければならぬだらう。さういふたようなことが果たして十二分に行われているのかどうかといふことを考えざるを得ない。

それに関連して申し上げるんですが、もう一つ、今、防衛庁長官お答えいただいたので、もう少しそこを突きたいんですが、P K O 法案に基づく海外派遣といふのは、これは自衛隊はもとと予想してなかつたわけですね。予想してなかつたといふことはどういふことかといふと、例えばいゆる防衛出動でもないし、治安出動でもないだらうと、こう思ふわけですね。さうすると、何か自衛隊法の中に空白地帯みたいなものがそこで生ずることございせんか、法的に見て。つまり、治安出動でもないし、それからいゆる防衛出動でもない。それに関連して、じゃ、自衛隊法を改める、改正する要を感じになつていらつしやるかどうか、そのあたりはいかがですか。

○國務大臣(宮下副平君) 今お述べになりましたすべての点にあるいは答弁する必要ないかもしれせんけれども、危険な地域であるかどうかといふような点は、これは確かに一般的な全く危険のない地域で平穩無事であれば P K O は派遣する必

要ないわけでございますから、危険な状況、あるいはカンボジアという特殊な地域のまた悪条件、それからまた過去の歴史を、十三年間の戦い、内戦の状況を負つた状況、特に地雷なんかはこども議論されておりますが、非常にいろいろな条件があると思ひます。

さういふ悪条件を克服して、先生は異文化体験とおつしやられましたけれども、私どもはカンボジアの民族、風俗、習慣とか、さういふこともやつぱり行く以上はよく検討して、私はできればこの法案を成立させていただくならば、直ちに出して、いろいろの面で検討をして、そして準備態勢をどうすればいいかといふことをきちつとやつていきたい、こう思つておるところでございます。今まだ法案が成立いたしませんものですが、内部で一般的な研究はやつておりますけれども、特にさういふ点に焦点を合わせてやるということとは、これは調査団でも派遣して、その結論を見なければ何とも申し上げられないというのが事実でございます。

それから、もう一つの自衛隊法三条との関係でございすけれども、今委員の御指摘のように、直接侵略、間接侵略、公共の福祉の、さういふ主任務が三条に掲げられてございすけれども、同時に、自衛隊が行うのはその三条だけに基づくものではございせんか、百条以下、例えば要人輸送でございすとか、南極観測でありますとか、あるいは委託業務の規定でございすとか、自衛隊が三条の本來業務以外の業務を法律改正によつて付加的にこれと与えられまして、それを執行しておるわけでございます。

今回の P K O の法案に当たりまして、私から申し上げるまでもございせんけれども、自衛隊法の百条の七でございすか、それにつけ加えまして、自衛隊の任務の遂行に支障のない範囲でこの P K O に従事することが出来る権限規定を明確にこの中に織り込むようにこの法案には書かれておるわけでございます。新たな任務が付加されますので、空白で行くとか、決してさういふこと

ではございせん。本來の直接侵略、間接侵略の任務のほか、付加的な任務が与えられれば、本來任務の遂行に支障の生じない範囲内で任務を遂行していくといふことは当然でございす。

今回、私も、新しい國際情勢のもとでさういふ新しい任務でございすけれども、それらを覚悟しながら、法案もきちつとそこに根拠づけが与えられておりますから、それに基づいて派遣をする、さういふことに考えておるところでございます。

○國弘正雄君 防衛出動待機命令といふようなものが、今自衛隊の人たちに対して出ておりますか。あるいは治安出動待機命令ですか。もし、防衛出動待機命令といふようなものが出ていくなると、言葉が適当かどうかわかりませんが、臨戦態勢といふことになるんだらうと思ふんですが、そのあたりいかがですか。

○國務大臣(宮下副平君) 待機命令の規定もございす。しかし、今はさういふ状況ではございせん。

○國弘正雄君 それでは、きのう小川委員が御指摘になりました再修正案の問題点について、小川委員の指摘されたポイントを少しならせていただきます。

ただし、先ほどのお話によると、これはまだ自公民の発議者の方々の間で預かりになつておるといふことでございますから、これはむしろ野田さんに伺うべきだらうと思ふんです。

きのうの話で何点か大事なポイントが出たように思ひます。例えば、修正案によると、国会の事前承認といふものに関しまして、両院はそれぞれ七日以内に「議決するよう努めなければならぬ」といふふうに書いてあるわけですね。私の漏れ承ったところによると、原案は、つまり三党がお出しになった原案は、議決しなければならぬといふふうにあつたと伺ふんですけれども、これはやつぱり自公民の発議者に何わなくちやいけませんね、本當にさうだつたんですかと。もしさうだつたとすれば、国会に対してこの種の義務をい

わば課すといふのは一体どういふことなんでしようかといふことを伺ひます。

○委員長(下条進一郎君) どなたにお答えを頼みますか。

○國弘正雄君 まず、自公民の発議者に、岡野さんに伺ひます。

○岡野裕君 私どもが修正案を御審議を願うといふような項目の中で、その一つが新たに国会承認を義務づけようではないかといふことであります。しかし、なぜ国会承認といふことを新たに持ち出したかといふと、この P K F の活動は、我々一國だけが P K F 活動をやるわけではない、諸力國が、多くの國々が一緒に平和維持のための活動、業務を展開するのである。さういふことであります、我々の P K F 部隊は、国連總會あるいは安保理事會の結論に基づき、事務局長の要請によつて出かけていくといふことであります。日本に要請を事務局長がしたにもかかわらず、来るのか来ないのか、イエスなのかノーなのかさつぱりだといふことは、日本國の外交關係をおかしくします、信頼を失うものであります。

しかしながら、やはり我々には憲法前文あるいは九条といふものがあります。その中で、シビリアンコントロールといふような観点の中で、政府原案の中でもその実施計画といふものが決定された段階においてこれを国会に対して報告をするといふような建前になり、国会報告が行われれば当然それを中心にして皆様方の間で議論の關わり合ひがあるといふようなことで、シビリアンコントロールといふものも十分にきいていけると、さういふように一応は理解をいたしました。

しかし、九十余時間にわたるところの御審議をいろいろ拝見、拝聴しています中で、やはりこの新しく日本がつくるこの P K O 法案、なるべく多くの皆様に御理解をいただく方がいいのではないかと、もう十分にいただいてるようには私は思ふのであります。より一層御理解をいただく方がいいのではないかと、さういふ意味合ひで、新

たに私どもは、在来からも話が出ておりました凍結、国会承認、そして見直しという三つの項目を加えたわけで、その中の国会承認ということでお問ひかけがあったわけであります。

これは、きのう話が出ましたのは、先議の院で七日、後議の院で七日、その間に議決をしように言っているわけであります。それが、言うならば憲法違反だ、立法院が立法院をみずから縛るのではないか、これは許されないことだと、これが小川先生から提起をされた問題であります。しかしながら、我々立法院がこうしようではないかということ、議決しなければならぬという言葉ではあります。先生がお説みになっておられますように「努めなければならぬ」ということであります。こうしなければならぬじやなくて、我々はこうやっていこうというようなことをみずから言うわけであります。そういう意味合いでは、立法院が立法院を拘束するというものではない。やはりPKFを出さねばならないということと同時に、我々のシビリアンコントロールをきかそうという二つの課題を一緒に満たす一番私は妥当な案だということで我々は、努力をしなければならぬということにしたわけであります。

○國弘正雄君 全く納得できません。

こんなことを大先輩に申し上げるのは大変じたるものがございますけれども、法律というのは、立法院が法の執行に当たるべきいわゆる行政の義務とかあるいは行動の範囲というものを定めるためのものですね。ですから、立法院に対して内閣が責任を負うというのは、比喩で言うたら株主総会が役員会に責任を負うのとちよつと似て、いささか本末転倒ではないかという気がする。そして、しかも七日以内に議決の期間を限定したというのは、これは国会の審議権の拘束というんでしょか、侵害に当たらないかということ、このことについては私は憲法上非常に大きな問題があると思うので、社会党の賛成者であられる野田議員のこのあたりについての御意見を伺いたいと思います。

○委員以外の議員(野田哲君) 國弘委員の御質問にお答えをいたします。

国会の審議に法律によって条件を設けたり、あるいは努力目標であつても一定の拘束を課すことができるかどうか。こういう点については、同じケースで三年前一九八九年の十一月に同様の議論が、この部屋で大変ホットな議論が行われております。

それはどういう経過であるかといいますと、当時、社会党、公明党、民社党、連合、この四会派で消費税廃止法を提出いたしました。その消費税廃止法の中で、消費税を廃止した後の新しい税制について、国民税制改革協議会を設置して、そこで審議をして答申をいただく、その答申をいただいた政府とそれから国会は速やかに所要の措置を講ずるものとする、こういう原案を書いていたわけでありました。これに対して自由民主党の委員の方から非常に強い問題提起がございました。最初はその問題を提起されたのは宮澤弘議員でございます。宮澤総理の御実弟に当たられる議員でございます。

どういう主張をなさつてこの問題を提起されたかといいますと、「国会に關してはさらに重大な問題が私にあると思います。つまり、国会が報告を受けて、やはり「速やかに所要の措置を講ずるものとする」ということは、国会が報告内容に従つて立法することを義務づけられるわけですね。国会がこの法律の八条二項の措置をとらなければこれは八条二項違反になってしまう、こういうことなんですね。これは国権の最高機関である国会の自由な意思決定を拘束することじやありませんか。」「三権分立の建前で、」「立法院に立法を義務づける権限は最高裁判所にもないんですね。これはもう憲法で明白でございます。」「議員たる者が国会の審議権をみずから侵害するような立法を審議し通過させるというわけに私はまいらぬと思います。」「と、こういう御主張がありました。自由民主党が審議を拒否されました。当時の

消費税廃止を審議している税制特別委員会はそのために私の記憶では一日半ぐらい空転をいたしました。

そして、そのことについてさらに内閣法制局長官がその委員会に出席をされましてこういう見解を述べられました。「憲法に定める国権の最高機関であり国の唯一の立法機関である、こういうふうな定めがありますその国会の権能を侵すとも読まれるのでありまして、私の知る限りでは、このような立法例はございませんし、また今日の憲法を頂点とする法体系の中では適當ではないのではないかと、かように考えております。」「と、こういう見解が表明されて、結局私もその非を認めて、これは提案をした内容の原案からそのくだりを訂正して審議を進めていただいた、こういう経過でございます。」「趣旨が違ふ」と呼ぶ者あり。

○國弘正雄君 自民党からは趣旨が違ふという声が盛んなんですけれども、私は範疇として全く同じ種類の問題だと思ふんですね。

官房長官、何かこのあたりについて御意見ありませんか。——それじゃ峯山さん、最初にどうぞ。

○峯山昭範君 お答えいたします。

消費税国会におきまして実はこの点を私も攻撃された方でございますから、当時のことは十分承知をしていっております。まず、当時の税制改革協議会の中身、実は法案も何も私持つていませんし、前もっておっしゃっていただければ用意したのでございますが、当時の法案がないものですから多少違ふ点があるかもしれません。

私の記憶で説明をさせていただきますと、當時は国民税制改革協議会の答申を受けまして、国会は「速やかに所要の措置を講ずるものとする」と、こうなつていたわけですね。それで、特に「講ずるものとする」、これが義務規定であり拘束だということとでさんざん問題になりました。これは改めないといけないということで宮澤さんから相当攻められたことを今でも記憶いたしております。

す。このことがありましたので、今回の修正に当たりましてはこれをやめまして、努めるものというようにしたわけであります。

したがいまして、今回の修正につきましては、まず七日間ということにつきましては、この法案を読んでいただければわかりますが、要するに、いろんな途中の案のお話も先ほどございましたが、最終的に、何回も検討させていただきまして、「それぞれ議決するよう努めなければならぬ」というふうに、努力義務というふうにやらせていただきました。

それで、これは七日という問題がどうかという問題が一つはかわつてまいります。これは要するに七日が短い長いという問題が一つあります。これはあくまでも国際貢献という問題あるいは国連の要望にどうしたるかという問題、それからあるいは現在日本が国際的な立場に置かれてあるわけですから、日本で今まで一回もやったことのない初めてのいわゆる国際貢献をやるわけですね。法律をつつてやるのは初めてです。そういうような意味で、そこら辺の妥当性というのがそこにかかつてまいります。

それからもう一つは、先ほど申し上げましたように、これから日本が国際貢献をどうするかという問題、そして国連の要望にどうしたるかという問題、結局こういうようなことかというところからこの七日間ということ、我が日本の国としてはやはり国連の要望にこたえて速やかにこういうことをやられた方がいんじゃないかと、我々立法院自身が我々の努力義務として提案をさせていただいたわけでございます。

いずれにいたしましても、これは国権の最高機関である国会の判断ということにもなります。そういうような意味ではそうですが、いずれにしても、我々としてはこれは今までのないことではございますけれども、要するに消費税のときは多少事情も違ひますし、言葉の内容も違ひますので、こういうふうなさせていただいたということでございます。

は、いろんな事例で出てくるのではないかなと思
います。

ただ問題は、私はこのPKO法案等について社
会党の方といふところで議論しました。NH
Kの国会討論会でも議論しました。そうしま
す、今國弘先生もおっしゃっていましたけれど
も、よく武装して自衛隊が出ていくからけし
ぬとおっしゃるんですけれども、それならば、全
く武装しない緊急援助隊に社会党賛成でござ
いますかと、反対だとおっしゃるんです。こ
こは論理が一貫しない。よく考えてみますと、結
局は自衛隊というものについての不信感という
ものが根っこにあるのではないかと。今度、連合の方
が緊急援助隊の方には賛成なさっているというの
は一つの明確な政策の意思表示であろうと考
えております。

○國弘正雄君 今のお答えしつくりしません。し
かし、いずれにしても、私は自衛隊が違憲である
か、あるいは合憲であるか、あるいは違憲合法で
あるかということは今こ全然問題にしてないん
です。そうじゃなくて、武装集団であることは間
違いないわけで、その武装集団としての自衛隊を
いかなる名目であれ、あるいはいかなる旗印のも
とにおいてあれ、海の外に出さないと決めてき
たわけですから、それがいわば国と云うて
もいいかもしれないんですけれども、それに重大
な変更を加えるというのであれば、それらもそれ
だけの御覚悟の上で処していただきたいし、それ
から何よりも国民に対してそちらさまのいわば論
理をわかるように説得的にお示しいただきたい。
それを、私は手続を欠いておられると思います
よ、政府は。

だから、そのあたりが私どもの疑心暗鬼という
か何というか、を生み、国民の皆さんが賛成して
くれているんだというふうになりすすけれど
ども、私はそうではないと思う。少なくとも半分
は、国民は納得していないという現実があるわけ
です。ですから日本も、自衛隊の違憲かどうか
というようなのは全く離れても、とにかく外

に、海の外に出さないんだと。

だからこの間も、ある市井の方が、自衛隊が海
の外へ出るということは、自衛隊が自衛隊でなく
なつて他衛隊になつちゃうやうありませんかと、
ほんの市井のおじいさんでありましたけれども、
私は、そういう疑念というか、どうなんだろうと
いうふうな国民がまだたくさん思っていると思
います。PKO法案に対する反対、賛成というも
のは、要するにそこに尽きるのではないかと、そこ
に帰結するのではないかとこのうに思ふん
です。

そこで、今官房長官が國際的に云々というふう
におっしゃいましたから、私はあえて反論をさせ
ていただきたいんですが、アジアの反応について
はまあいろいろあると。いや、昔はみんな反対
だったけれども、事情を説明したらよくわかつて
くれたといううなことを、ここにいらつしや
ない方を名指しで申し上げるのは失礼かもしれな
いけれども、渡辺外務大臣がそう仰せになった。
それでそのときに、シンガポールのリー・クアン
ユー前首相の話をなさつた。リー・クアンユー
さんと話したら実によくわかつたといううなこ
とをおっしゃつたわけですよ。

つまり、PKOに対してリー・クアンユーさん
は、昔は反対だったけれども、今は賛成だとい
ううな趣旨のことをおっしゃつた。リー・クアン
ユーさん、この三月に日本に来て、そして京都の
會議で公の席で渡辺さんのおっしゃつたことは
全く違ふことをおっしゃつていらつしやる。あの
ときにも、かつてリー・クアンユーさん、例の掃
海艇の海岸派遣のときと前後してリー・クアン
ユー氏が、たしかインタナショナル・ヘラル
ド・トリビュンだか何かだつたと思いますが、
のインタビュを受けて、我々東南アジア人がこ
のこともよく認めると思はれば、それは、比喩とし
ては非常に厳しい比喩だけれども、アル中患者に
ウィスキー入りのボンボンを食べさせるようなも
のだといううことを言つた。その同じセリフをこの
京都の會議でも公の席ではつきり述べているわけ

です。ですから、本当に私は渡辺さんの、リー・
クアンユー氏は改宗したんだみたいな話をいささ
かもつてまゆにつばをつけて何つたわけなん
です。

しかし、アジアはしばらくおくとして、じゃ皆
さんがあるいは大変に気にしておいでであるよう
な、あるいは國際世論といつたら即アメリカと、
あるいはプッシュ政権といふうなものととして措
定しておいでになるのではないかと、これは私の
げすの勘ぐりであつたらお許しください。しか
し、アメリカの世論といふものが一体全体今度の
日本のPKOに対してもう手を挙げて賛成した
り、批判なしで無条件でこれをのんだらしている
とおぼしめますか。これはもしそういうふう
に考へておられるとしたらとんでもない誤解で
すよ。

その証拠に、私は四つ五つ持ってきましたけれ
ども、全部もうあれする時間がありませんけれ
ども、きょうの朝の新聞にも出ておりましたニ
ューヨーク・タイムズの社説です。ニュー
ヨーク・タイムズといふのは、今さらこんなこ
とを申し上げる必要ないけれども、普通の
アメリカ人にとつて憲法と聖書とそれから
ニューヨーク・タイムズの社説、この三つだけ
は違つた意見があつてもやっぱり逆らうこと
ができないといふぐらいのいわば權威を持つた
存在である。そのニューヨーク・タイムズが、
この二日、「ジャパニーズ・ヘルシーミ
リタリー・アラジー」、日本の軍事的なものに
対するアレギーといふのはまことに健康である、
健全である、そうであつてほしい、そうでなく
ちゃ困るといううなことをはつきり言つてい
る。PKO法案について説いておられます。

それから四月二十日の同じニュー
ヨーク・タイムズの社説の、「ジャパ
ニーズ・ベター・エグザンプル」、日本のより
よい実例といふのは、書き出しとしてどうい
う書き出しかというと、一体全体プッシュ政
権はなぜ戦後初めて日本の武装勢力を海外に出
させようとして見当外れな決心をかたくなに
しているのであらうか、といううな趣旨の

ことで書き出してあります。

そしてその中では、日本の政治家の中にはアメ
リカの歎心を買ふべくこの法案の成立、あるいは
こういう方向に向かうことを、それがアメリカの
意を迎えるゆえんであると考へているかに見える
人々がおるといふうなことも言つてい
る。そして日本こそはいわば地球大でのシビリアン
パワーとして、つまり文明大國とでも訳しまし
ようか文明大國とでも訳しましうかとして、むしろ
アメリカに対して範を垂れる立場にあるじやない
かと。アメリカは、今まで超軍事大國への道を歩
んだ結果、大きな大きな過ちを犯して、アメリカ
内にはもはやさんざんな状態だ、それに引き比
べて日本はといふうな言ひ方をして、日本の非軍
事的な貢獻、例えばきょうから開かれるであらう
オデジャネイロの例の世界環境サミットなんか
に大変な勢力をしている、出費をしている。そ
ういったうな例を具体的に挙げてい
る。むしろ我々アメリカは今まで日本が経てきた
例にならうべきであらう、それがいわゆる「
ジャパニーズ・ベター・エグザンプル」、より
よい実例と。

これはニューヨーク・タイムズの社説です
から、そうあだやよろそかにできない。何もそれ
が絶対だなんて、私そんなばかことを申し上げ
るつもりありません。だけれども、皆さんが余
りにもアメリカを例にとつて、アメリカがどう
から、だからといふうなことを言外に漏らされ
たり、あるいはいふうなことを御主張になる向
きも随分あるんです。だから私は、それに対する
さやかな反論を申し上げたわけでありま
す。

そこで何したいんですが、なぜカンボジアなん
ですか。なぜアジアの一国であるカンボジアなん
ですか。PKOに賛成の皆さんの中にも、例えば
前の防衛大学校の校長さんだつた猪木正道、政
治学者です、ね、正道先生にしても、あるいは同
じ京都大学の高坂正義氏にしても、PKOは賛成
だ、しかしアジアに出すことだけは相ならぬと非
常に強い言葉で主張しておいでになる。私はそれ
はわかるんですよ。仮に百歩、千歩譲つて、PK

〇を例えれば海外に出す、日本の武装集団を海外に出すというのを仮にえんじたとしてもアジアには出してほしくないなど、これはまあユーゴスラビアならともかくなんというようなことを言うのは大変不遜な言い方だし大変失礼な言い方ですけれども、しかし千歩譲れば私はそういうことは言えるのではないかと。

それで、やっぱりカンボジアというのは、考えてみれば確かに日本軍がそう大きな破壊を与えなかった地域であるということは事実です。それは私も認めます。しかし、旧仏印を足がかりにして日本は太平洋戦争に突入していったということも事実ですよ。そして、カンボジアのタイ国に近い地域を無理やりにタイ国に割譲した、させたとすべきですかね、したというような歴史的な事実も残っている。だから、千歩譲ってPKOを認めたとしてもなぜアジアなのか、なぜこの時期にカンボジアなのかということを申し上げたい。

というのは、日本国民はあるいは日本政府は、先ほどもちょっと触れましたように、あえて侮蔑的な言い方をお許ししたくならば、カンボジアなんぞには何の芋の煮えたほどの関心も持っていないかったんですよ、本当に。

〔委員長退席、理事上杉弘君着席〕

そして、わずかに若い人たちがボランティア的にいろいろと仕事をしてくれて。そこへいわば後から公的なものが入っていったということですから、だから私はなぜカンボジアなのか、なぜアジアの一国なのかという疑念はどうしても抜けません。でも、総理あるいは官房長官、何かそのあたりについて御見解をいただけますか。

○国務大臣(加藤弘一君) 今、我々日本人はカンボジアに対してPKO論議が出る前には芋の煮える煮えない程度の関心さえも持っていなかったというお言葉は、國弘先生のお言葉としてはちょっとあれと思われるお言葉なんじゃないかなと思います。

と申しますのは、PKOの論議が出る前から

我々の国の政府はカンボジアの和平に非常に積極的に関与してきたと思うんですね。それで、一九九〇年六月、ちょうど今の二年前ですけれども、カンボジアに関する東京会議を日本がホストして見た。これは日本における政治的な新たなイニシアチブをとろうとした一つの、何といひますか、若干不安げであるけれどもやってみようとする努力の形だったと思うんですね。それで、それがまたバリ会議にもつながっていきまして、それなりにカンボジアというものについて我々はこれを自分たちの問題として考えてみようという日本の中に新たな意欲と意識が出てきたことは、PKO以前の話でございます。

ですから、またこれについて、やはりアジアの一員で、あそここの国でこれから全世界の人々が集まってその国の再建をしようとしているときに日本だけが参加しない、お金だけを送るということではできないと思います。

○國弘正雄君 お言葉じりをとらえるようで大変恐縮なんですけれども、二つ申し上げたい。

一つは、確かにPKOまでは何も日本の公的機関はやらなかったと、もしそういうふうにお受け取りになったとすれば、これは私の言葉の行き違いです。訂正いたします。しかし、かなりこれは比較的最近のことに属するというだけではお認めいただけません。それ以前は、だってあれだけ長いことお互いに戦火に苦しんで、何というか、兄弟垣に相せぬ苦しみや、内戦をやったり、しかもそこにみんないなくなるスポンサー筋がくっついて、中国だやれ何だってタニマチがくっついて盛んにやってきたわけでしょう。そのときの話を私は申し上げている。ああいうときであるにもかかわらずジャパン・ボランティア・センターなんかの若い諸君は懸命の努力をなさげてきた。

今になって皆さん方は、ややもするとそんなボランティアだと民間人だとNGOなんというのは足手まといだみたいなことを仰せになるけれども、それはとんでもないことだと思いますよ。

彼らが政府の何の、何のと言葉が過ぎますけれども、大した援助もなしに頑張って歯を食いしばってやってきた。例えば私の上智大学の教え子の中なんかにもそういうのがいますよ。そういう人たちに對して、あなたたちは足手まといだみたいなことをおっしゃられたら彼らは立つ瀬がないですよ、本当に。これはもう立つ瀬も何もありません、というのを申し上げたい。

それから、国内的にも重要だということに仰せになったんですね。私はあえて伺いたいんですけれども、憲法というものをいかにしろにすると申したらまたしかられちゃうからもう少しトーンダウンして申しますけれども、だってこの間中島達雄さんが、憲法九条なんといううなことを言いた始めた途端にそちらの方から大変に厳しいやじが出たというのを悲しんでおられた。私もその場に居合わせましたから、確かにそういうやじが出たということには明白に知っています。

だけれども、それはとにかくとして、憲法というものをややもすると何かこう粗末にするというか、もつとありていに言わせていただければ、ややもすれば邪魔者扱いをしているといううな傾向が私はどうも目立つのではないかと。現に自民党は少なくとも党是として、党の政策として改憲を掲げておいていながら、その事実だけには変わらないわけですから、その事実だけにはしろにしているというのとは、その事実だけはおられるといううな過程の中で、憲法に対してよそよそしいというのか、あるいは悪びれたというのか、そういううな感じをお持ちではないのかと思うんですね。

話をもうと戻すと、さっき加藤長官がお金を出さなければと云って、何かお金を出さなければ悪びれなくちゃならないように仰せになったけれども、ちょっと待つて下さい。それは我々の税金ですよ。何も自民党の皆さんのポケットマネーをお出しになっているのではないんですから。我々の税金ですよ。その税金の中から出すわけですから、

ら、たかがお金とかお金だけじゃとか、そう軽々におっしゃっていただきたくない。やっぱりそれは何というか血を流すようにしてお金をつくっている、皆一般の市民は。そしてその人たちが取られる血税とあえて言えば、血税の中から出してお金でありますから、どうぞ御自身のポケットマネーを動かしておられるような感じでおっしゃっていただきたくない。このことだけはしっかり申し上げておきます。

そこでもう一つ、国内的にも重要だということに仰せになりました。全く私もそう思うんです。ただどうでしょうか、憲法というものを、いい言葉がありませんからいかにしろにしておいて使わせていただければ、ないがしろにしておられる、これはもう与党の特に台閣に列しておられる方は言うまでもなく、我々野党の一介の国会議員であつても公的な職にある、公職にある人間というものが憲法を粗末にするということは完全な自己否定につながるかと、私はこういふふうに思うんですね。(粗末にしないで、大事にしている)と呼ぶ者あり) いやいや、とすればと言っているんです、とすればと。

なぜかといひますと、総理大臣以下がすべての公人が持つておる立場とかあるいは権能というものは憲法によって規定をされて、憲法に書かれてある手続に従つて例えば宮澤喜一さんは総理大臣になられたということでありますから、そのいわば自己の権限なりあるいは立場なりというものを規定し、それを可能にしてくれている憲法というものをお互いに粗略にしない方がいいよ、お互いに。これはお互いにと云っているんですよ、皆さんのことだけを申し上げているんじゃない。それは自己否定につながってしまうからだと。

憲法が最高法であり、あるいは至高の法であるということはいふまでもないわけで、すべての法律や法規は憲法に由来をするわけですから、もし日本の公人、我々を含めた公人が、特に政府・与党の重要な立場にあられる皆さんが、かりそめにも憲法をいい加減にしているといううな印象

しかも、さつき防衛庁長官も仰せになりましたけれども、若い人々が、とにかく命令とあれば、法律が通つて命令とあれば本当に大変なところに行くわけですよ。私もカンボジアは何回か伺つたことがありますけれども、まあ瘴癘の地という言葉があるとするれば瘴癘の地だし、しかも四派による戦闘状態がまだ全然終息していない、これからますます広がるかもしれないというようなところに若い諸君を行かせるわけでしょう。その若い諸君が余りといへば余りな政治の現状を見て喜んで行くだろうか。命令だから、仕方がないから行くということはあるかもしれませんが。今ここで除隊をするのと退職金がもらえないとか、いろいろな罰則の適用を受けるから、やむを得ず唇をかんで

特に、自衛隊というのが武力集団である、これはもうだれが何と言ったって武力集団であることは間違いないわけでありますから、その人たちが政治という、特にシビリアンコントロールなんて

治家の中で「護憲派の代表格」と見られてきた。本人は「今でもそうだ」と自負する。」と。私もそう思います。宮澤さんは何としても護憲派でいたいのだかと思ひますし、特に総理・総裁に

けさ私のことについて論評されましたその新聞の方々も、実はそういう意味では同じでございます。私自身は、これは何度も申し上げたことですが、さいますけれども、意法を変える必要はないとい

う、今でもそういう意見を持つておる人間でございます。そこで、そういう長いこと同じ立場をかなり共通な意識のもとにとりながらきょうまで戦後の日本をつくってきたお互いの中でこの問題をめぐって非常に議論が分かれたということは、私にはある意味で残念ではありますが、しかしそれだけに軽々に看過していいことではないと思っております。

問題になりますのは、先ほど官房長官がやはりそれに関したことを言われましたけれども、我々はこれだけ国際的に責任を負うべき国になりましたけれども、憲法を持っておりますから、憲法の上でできることとできないことがあります。それは明瞭にしなければならぬと思う。

しばしばいろいろな人から、日本はいわば世界の安全と平和のただ乗りをして何らそれに貢献せずに自分だけ繁栄を築いてきたというのを言われて、それはフェアでない批評ですけれども、恐らく國弘委員もお聞きになったことがあるし、それに対しては何度も反論をしてまいりましたわけですが、たまたま湾岸戦争というものがあつて、という意味は二重の意味がございます。一つは国連というものが初めて有効に機能できるように、冷戦が終わりましたから、というところで国連というものが今後の世界の平和を維持増進する役割を担う可能性というものが相当大きくなったという事実があります。

また他方で、冷戦後かえって民族とか宗教とかいうことをめぐっての局地紛争が多くなつて、そこへ国連の存在が非常に大事になつてきたという事柄がございます。そういうことの中で、我が国は世界にどういうことが起こつても自分の利益に關係ない限り知らぬ顔をして長いこと参りました。それは、戦後の日本はそれが許されたと思ひます。

その最初の例外的ケースは、多分、大平内閣のときにソ連がアフガニスタンに侵攻をいたしました。イランがアメリカの人々を人質にいたしました。あの年の暮れに、初めて我が国がイランに対

して経済制裁をした。モスクワのオリンピックに参加をしないということを表明した。これが初めてのケースでありましたけれども、それは一種の不作為、インアクションとしての我が国側の決定であつた。

しかし、それから後、湾岸戦争が起こりました。果たして我々はそれに対して何にも貢献しなくてもいいのかというかなり深刻な、しかも戦後初めての国民の間のいわば議論があつて、そして、もちろん財政的な貢献はいたしましたけれども、これは戦争が終わつてからであつたけれども自衛隊が掃海をしたというような事実が出てまいります。

そこで、私どもが考えましたことは、これだけのいわば国民の間の議論が起こつてきた、長い間お互いに考えていたことではありますけれども、我々として本当にこの世界の平和と安全に積極的な貢献をもう少ししなければならぬのではないだろうか、それは財政的なことだけでいいのだろうか、ODAだけでいいのだろうか、というような種類の議論がございます。

先ほど官房長官が御説明をされましたように、我々は憲法でできないことがある。そのことはだれが何と言つてもできないことはできないことであつて、アメリカがどう考えるかということに、申し上げますが、關係のないことである。我々のこれは決心であります。しかし同時に、できないことがあるとすれば、それならどこまでできるのか、できることだけは真面目に一〇〇%やつておかなければ、我々ができないことはできないという立場は美談相手に對して説得力がないということとは、これは恐らく國弘委員もそこるところは、私はそこまで御賛同いただけると思うんです。

そうしますと、できることの限界は何かということになります。そこで、さっきから言われることは、自衛隊というものは武力集団である。そこは私は、自衛隊は武力集団である、それは我が国

の自衛のための武力集団である。自衛隊が掃海に行きましたのは、私は武力集団として行ったのではないと思ひます。それは相手と交戦をするために行つたものではありませんから。自衛隊が国連の平和維持活動に参加する、それは武力集団として行くのではないと思ひます。何となれば、相手と交戦をするためではないからであります。

このことはしかし、おっしゃいますように、また何度でもこの委員会でも御議論になつたように、それでもその自衛隊は武器を持って行くではないかという問題があります。それについては、政府は何度も、その武器はこの法律によつてかくかくの制約のもとにかくかくのためにしか使われぬということを何度も申し上げたわけですが、それでも先ほどのお言葉によれば、いわば非常に瘴癘の地で、しかも硝煙立ち込めるところへ行けばいろいろな危険があるだろう。そうすれば、その武器がいれば武力の行使になる危険があるじゃないかということを書いていらつしやるわけです。

【理事上杉光弘君退席、委員長着席】

それについてもこの法律は、そういう場合には我々の平和維持活動についての参加は中断いたします。あるいは撤収いたします。のみならず、場合によつては隊員の危険にかなり影響があるかと思はれるような場合にも、武器の使用というものをかなり厳密に縛つてしまつておる。そこから危ないではないかという御議論があるぐらいに縛つてしまつておられて、それだけの用心をした上で、我々としてはやはり国連の活動に貢献すべきであらう、政府としてはそう考えるわけがございます。

くれぐれも國弘委員が、このことについては幾つかの日本の過去を知つていて國々が懸念している点があるだろう、あるいはまたこのことは事の進展いかんによつては危険なことになるかもしれない、カンボジアのことも言われまして、文化体験と言われる、異文化の体験と言われることも私は大事な点だと思ひます。

ですから、この法律が通つたからといって、ど

こへでもどんなときにも我々は国連の平和維持活動に参加していいということではないかもしれませんが。そこは十分に政治が判断をしなければならぬし、また周辺の國々、關係の國々がどう思ふかということも慎重に判断をしなければならぬいのでございましょうけれども、しかしそれだけのことを申し上げた上で、この法律を通していただくことによつて、国民がこの場合には国連の平和維持活動にやつぱり参加をした方がいいと考えられたときには、我々がそれに参加をできるようなそういう余地をつくつていただきたい、そういう基盤をつくつていただきたいというのが政府の念願でございます。

○國弘正雄君 非常に御懇篤な御説明をいただいたことに對しては、まことにありがとうございました。

私自身も一九八二年にある本を出しまして、そのときに、やがて日本は国際社会に對して何かをやらなくちゃならない時代が来るだろう、早晩来るだろう、それを避けるわけにはいかないと。そのときに備えて日本は何ができるか、何をすべきか、そして何をしては絶対にならないか、そういうことをあらかじめ国民的なディベートというか討議を起こしていく過程の中でやつぱり少し時間をかけて決めていきたいな、こういう趣旨の本を出したわけですが。残念ながら何かそういう話というのは先の話みたいになつちやつて、結局今になつて何かあたふたと倉皇のうちにこのPKO云々というのが出てきた。そしてしかも、アジアを対象の、一国を対象にしたものが出てきた。

私は、今の総理おっしゃつてくださったことは一方においては大変よくわかりますけれども、他方においてはやつぱり釈然としない点が残る。これはもう見解の相違でありますから仕方がないと思ひますが、私は少なくともこのいわゆるPKO法案というものについてはやつぱりこれからも反対の立場を貫いていくことを申し上げて、きょうは終わらせていただきます。

ありがとうございます。

○太田淳夫君 先ほど御質問された國弘委員の方からも外務省に質問がございました。それは国連特別委員会での機能強化の報告書の件でございます。私もせんだって、ユーゴスラビアの情勢がいりいろと悪化している点をとらえまして、このP K Oの活動の拡大されることについて警告の意味をも込めて国連局長にお尋ねいたしました。そのときに国連局長からも従来の伝統型のP K Oについては堅持する旨のお話がございましたし、きょうもこの法案に照らした活動しかならないということでは先ほど御答弁があったかに伺っております。

しかし、これは非常に重要な問題でございますので、私たちこのP K O法案を作成するに当たりましては相当党内でも深刻にこの問題について討議を重ねてまいりました。憲法をどうしても守らなかならない、憲法の精神を生かしていかなかならない、そういう立場で相当議論をしてこままで来たわけでございます。したがって、再度確認の意味で国連局長そして総理にお尋ねをしておきたいと思っております。

これはいかなる報告書が国連で決議案として提出されようとも、我が国は今回のP K O法案に盛り込まれたこの五原則をあくまで遵守していくんだと、そういうことで貫き通していけるのかどうか、その点確認しておきたいと思っております。○政府委員(丹波實君) 先生、まず事実関係の方を私の方から。

先生が言及になっておられるこの報告書、六月一日付で採択されたものですが、これは先ほどもちよっと別の先生に御説明申し上げましたけれども、国連の中にP K O特別委員会というものがあり、三十四カ国が構成になっておりますけれども、国連総会のもとに設けられまして、国連として今後のP K Oのあり方についてずっと研究してきておるということで、これはことしの研究の成果を発表したということでございます。

その中で、今後のP K Oの問題でございまして、過去のP K Oというものは実践の積み上げ

ということでききておるものでして、憲章上明文の規定に立っておらないということがある意味では何と申しますか、柔軟にP K Oがこう性格を変えてきた、そういう歴史をつくってきたんだらうと思ふんです。

そういう文脈の中で、例えばある国の代表団は、P K Oを行うに当たってその同意というものが非常に重要だけれども、同意がなくてもP K O活動をやり得るという、そういう分野を考えてはどうかという意見の表明があった。これに対して別なパラグラフでは、いや、やはり同意というのは非常に基本的に重要だという議論をした国もあったというような紹介があります。

いすれにいたしましても、先ほどもちよっと申し上げましたけれども、そういう実践の積み上げということでききて今後でもできていくものでございまして、将来いんな変化があるいは出てくるかもしれない。しかし、日本に關します限り、この法案で言っておりますところのその今の議論で言えば最初の三つでございますね。停戦というものがあつて、それから受け入れ国がP K Oを受け入れるという同意がある、その中に入つた国に對する合意がある、それから中立的な活動でなければならぬ。こういうP K Oの基本的な原則というものは、少なくとも日本の法案の枠組みの中で参加していく限りにおいては、この三つの原則は基本的に我々としては重視していくものであるということでございます。

○國務大臣(宮澤喜一君) その報告というのを私は新聞でしか見ていないのですが、恐らく平和は、平和維持だけでは足りない、紛争が起らないうちに何かできないかというようなことをきつと考える、そうすると当事国の同意がなくても行つてやれば紛争が起らないで済むだろうとか何とかいふことをきつとお考えになつてゐるんだらうと思ふますが、それはなかなかそういうわけにまいりませんですね。理想論ならともかく、それは戦争に巻き込まれてしまふ、現にユーゴでそういうことが起ころうとしてゐるわけですか

ら。ああいう御意見はああいう御意見として、私は本当に実行可能なものになつていくとは思ひませんですが、それはそれとしまして、今我々のお願いを申し上げてゐる、御審議を願つてゐる法律案は全くそれとは無関係のことでありまして、今政府委員が申し上げましたような点が五原則の中心点でございましてけれども、これが外れますと、先ほどから申し上げております我が国の憲法との關係が非常に難しいことになります。ですから、ああいうことに我々は煩わされるわけにはいかなない、やはり五原則でいかなければなりません。

○太田淳夫君 総理、この委員会も長時間にわたつて慎重に審議を重ねてきてゐるわけでございますが、その議論をいろいろと聞いておりますと、P K O、国連を中心とした平和維持活動、これに對しましてはどの政党もやはり積極的になつて参加しなかならない、何らかの役割を果たさなかならないということについては大筋において合意をしておるんじゃないかという感じがしてなつてませんが、総理はどのようにおつもりになりますか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 何もしなくてもいいんだというお立場は聞かれなくなつておると思ひます。殊に、カンボジアばかりじゃございませんけれども、現地をこらんになつた方々がやはり何かをしないといふかぬなというところはお感じになつていらつしやるようですから、その点は共通点がある、憲法の問題であるとかいふんなるの反応であるとかそういうことを御心配になつておられる方々がおられる、そういうあたりが争点になつてまいつてゐるんだと思ひます。

○太田淳夫君 先ほど憲法の問題につきましては議論がございました。大きく各党の意見の分かるところは、やはり憲法の問題と、それから自衛隊の参加を認めるかどうかという点ではないかと思ふんです。

確かに自衛隊の参加を否定される方々もお見え

になります。当委員会でも各党の立場でその議論が展開されたところでございます。その中には、P K Oの本質あるいは任務というものに意圖的というか、何かありますかどうかそれはわかりませんけれども、目を向けないような議論というものもありました。しかし、多くの二十世紀に向けての日本の国際的な進路をどう見定めていくかという基盤については共通の認識のある議論であつたのではないかと、私もそう思ひます。

P K Oというのは戦わざる軍隊である、あるいは国連を中心として平和を維持する崇高な使命のある活動であるということは、今までもこの委員会でも私たちが議論してきたところでございます。ノーベル平和賞を受賞することができたのもその活動のためであるということでございます。

このようなP K Oの実態につきまして国民の皆さん方も理解されつゝはあると思ひますけれども、一方ではその本質について誤つた判断というのがまだ存在するの事実だと思ふんですが、総理はこのような議論についてどのようにお考えでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) P K Oという言葉自身は、二年ほど前でしたらこれを知つていらつしやる方は有識者の中でも少なかつたと思ひます。で、国民にとつては新しい概念であつたと思ひます。したがつて、それが、しかも目に見えてこれがさうだということがないものでございまして、今日でも漠然としたとらえ方になつておるかもしれない。これはやむを得ないことでございまして、これはやむを得ないことでございまして、御理解が出てきたのであらうと。私も思ひますのは、こういうことは経験によつてお互いが全体に學んでいく。なるほどこういうものであつたのか、それならばといふような、そういうことの積み重ねの上に立つていくことがやっぱり大事であらうかなというふうに思ひます。

○太田淳夫君 私は、せんだつてこの委員会でも申し上げたと思ひますが、P K Oへ参加すると

いうことは、これはもはや国際社会の一員として、我が国の国際貢献というよりもむしろ国際的な責務である、最低限の義務になっているんじゃないかと思えます。お金の面では、先ほども議論がありましたが、世界第一位の拠出国になっている我が国でありますけれども、人の面では、そういった意味では最低限の義務さえ果たしていない。これが現状ではないかと思うんです。

同じ国連の難民高等弁務官をされております緒方貞子さんはこのようにおっしゃっております。平和というものを真剣に考えているという一つのあかしとして、P K Oに参加することを相当真剣に考えるべきだと思えますとおっしゃっているわけですから、国連という舞台で幅広く活躍されておりますと、そういうことを痛切に感じられるんじゃないかと思えます。

確かに、自衛隊が海外に出ていくということになりますと、やはりそこには戦闘という場面が思い浮かびますので、いろいろと御心配をされるというの、これは素朴な国民感情ではないかと思えます。しかし、P K Oのいろんな実態というものを無視して、自衛隊イコール戦争というふうに結びつけていくことだけは、これは転換をしていただきたいと私は心から思うわけでございます。

私も、このP K Oの実態を知るまでは、自衛隊の参加については党内で議論も重ねてまいりましたし、反対の意見等もありました。また、湾岸戦争におけるような、あの多国軍のようなものについては、絶対に私たちは参加することについては反対を貫き通してまいります。

ところで、今では世界の約八十九カ国以上の国から五十万以上の人々がこのP K Oの活動に参加しているんですが、外務省、現状はいかがですか。今現在何カ所で活躍されていますか。

○政府委員(丹波重吉) 現在、P K O活動は世界で十一カ所ぐらいのところで展開されております。UN T A Cを含めまして。この時点で世界の五十カ国ぐらいの国が、非常に九い数字で恐縮で

すけれども、トータルで三万人弱ぐらいの要員を送っておるということで、昨年の夏ぐらいの時点での御説明では一万三千人ぐらいのことを申し上げておったんですが、その後、御承知のとおり、これも九い数字ですけれども、UN T A Cが現在四千数百名が集まっております状況、それからユーゴが一万八千人前後ということで、加えまして約三万弱、そういう数字になろうかと思えます。

○太田淳夫君 現在、このP K Oに参加している人たちはほとんど軍人だということを、この前局長はたしかお話しになっておりましたけれども、それは事実ですか。

○政府委員(丹波重吉) 一番わかりやすい例はUN T A Cだろうと思うんですが、トータルで二万人を上回る、まあ二万四千とかいろいろ数え方がありますけれども、要員を必要としております。その中で軍事要員が一万余という数字でございまして、それじゃその残った数字は何かといいますと、文民警察を含みますところの行政監視要員が四千四百、それから選挙要員が千四百というところでございますので、これは非常に総合的なP K O活動でございますので、そういう意味でその文民を含みますけれども、例えばサイプラスの例をとりますと、これはもう純然たるP K Fなんでしょう基本的にはもう大多数が軍事要員、中には文民の方若干おられますけれども、それから、UN D O Fというゴラン高原におけるP K Fもそうですし、UN I F I LというP K Fもそうですけれども、純粋にP K Fだけ、広い意味でのP K Fだけで展開しているところにつきましては、大多数が軍事要員とすることができると思えます。

繰り返すことになりますけれども、このUN T A Cは複合的なP K Oなものですから、四千四百人の行政監視要員、文民警察を含んで、それから選挙監視要員が千四百という数字がありますけれども、それをとって見ても、やはりその二万余千人の中の一万六千という軍事要員の比率というのは

相当重いのではないかとというふうに考えております。

○太田淳夫君 せんだつての委員会でも局長は答弁されておいでになりましたけれども、実際にそこで交戦状態になっているところがあるんじゃないか、どうですか。

○政府委員(丹波重吉) その交戦状態の意味でございましてけれども、いわゆる五原則のうちの第一原則が崩れたような状態が現在展開されているP K Fの中で起こっているかという御質問に引き直してお答え申し上げますと、それはないと申し上げることができると思えます。

ただ、基本的に紛争当事者としては停戦状態、停戦協定を遵守はしているけれども、他方、散発的な衝突といえますが、散発的なものが若干起こっている例としては、それは例えば事務総長報告によりますと、クロアチアに展開している国連ユーゴ保安隊には若干そういうものがまだどうあるということでございます。

UN T A Cの場合には、一部コンボントム地域などにつきましては四月のある時点ぐらいまでは若干の不安定要因というのはあったようですが、これもS G報告によりますと、最近基本的には平穏である、クワイエットという英語を使っていますけれども、平穏であるという報告書が出ています次第でございます。

○太田淳夫君 そうすると、今の局長の答弁を総合しますと、このP K Oはやはり活動の大部分については軍事要員が占めているということと、決して戦争に行くために、戦うために行くのではないんだというのがP K Oの実体だということがはっきりしたと思えます。

日本もやはり平和憲法を持つ国でございまして、この平和憲法を守っていかなくちゃならない、だからこそ国連の平和の維持のための活動に自衛隊を送るのではないかと思えます。P K Oへの参加というのは、私たちは平和憲法の精神に合致したものだ、このように思っておるわけでございまして。このような平和憲法を持ち、その憲法を

守り抜くための闘いの歴史を持つ日本でありますからこそ、カンボジアの人々もUN T A Cの人たちも我が国からの参加を強く望んでいるのではないかと思います。総理、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) 御指摘のとおりであると思えます。

○太田淳夫君 当然といえば当然過ぎるような御答弁でございましてけれども、これはいろんな議論の中にございまして、P K Oへの参加というのは自衛隊を活用しないでも我が国として十分な協力ができるんじゃないか、こういう主張もこの委員会でも行われてきているわけです。また、それに沿った主張もございまして。しかし、いろいろとP K Oの実態とかあるいはUN T A Cの現実を見てまいりますと、なかなかこれらの御主張というものには論拠がないんじゃないかというふうな私には感じるわけです。社会党さんでも、このようない事実というのは認めていると私は思うんです。

先般、カンボジアを訪問されました社会党の調査団の方々は、帰国後の記者会見でこのようにお話をされているということをお聞きいたしました。したが、それは、兵たん、輸送、通信、医療等の分野における協力は民間人にやっていただくのが文民参加の観点から最も望ましいが、簡単に参加していただけないと思う。また、組織的にしっかりしていなければ意味がないので、自衛隊を文民の組織に移しかえ、その組織、能力を活用したい。そして、その上でUN T A Cに参加したいと考えている。このようにおっしゃったと私もお聞きしたわけでございます。

これを見てもまいりますと、自衛隊の派遣に社会党の方々が反対されておりますけれども、やはりこのUN T A Cに参加して、あるいはP K O活動をするに際しましては自衛隊の持つ経験というもの、あるいは組織の力、そういうものに頼らざるを得ないということをお認めしているんじゃないかと私は思います。

そうだとしますと、ほかの諸国が当然前提として行っておりますところの国連の平和の維持のための活動へ自衛隊が参加することをなぜ認めようとされないのか、なぜこういった国際的な常識に従わないのか、その点私たちは疑問に思わざるを得ないわけです。自衛隊の能力あるいは経験を平和的に活用していく、国連の平和活動に活用していく、その点についての総理の見解をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 幾たびもこの委員会に御議論になったことでもありますけれども、この国連の平和維持活動というものは決して易しいものではない。三Kとおっしゃる方のあるほど苦勞の要るものでございますし、また組織力の要るものでございますから、やはり自衛隊のようなそういう組織力と訓練等を積んでいく人々でないといふことは、この仕事でできないといふことは、殊に派遣先がしばしば自然あるいは気候の条件が悪い、また砲煙がまだ立ち込めているようなところでございまして、決してホテル住まいをしてやれるというふうなところでない。自分が自分で生きるといふこと自身が非常に大変だといふようなそういうことから、現地をこらんなった方は多くややはりそういう印象をお持ちはお帰りになっております。

他方で、この間もこの委員会にお一人ボランティアの方が見えまして、ここで参考人として意見を述べられました。最後に、自分たちはカンボジア人を尊敬しているからいわばこの仕事を楽しんでやっていると、まことに頭の下がるような言葉を言われましたが、それはボランティアでいらつしやるからあつたことをやっていただけであつて、国民のみんながなかなかあつたふうに残念ながらなれるわけではございません。いわんやボランティアの仕事はそんな大きな組織的な仕事でございせんから、やはり本場に組織的な大きな仕事を国連の平和維持活動としてやろうとすれば、我が国の場合には自衛隊にこれを頼むということが現実的な可能な唯一の方法で

はないかと私どもは考えておるわけでござい

○太田淳夫君 今ボランティアの方のお話をされました。私もカンボジアに調査団を派遣いたしました。そこで、現地でやはり民間のNGOの代表の方々と懇談をする機会を得たところでございします。NGOの皆さん方もさまざまな分野で活動されております。しかし、そういう方々の活動が効果的にしていくのも実際に国連のPKOの活動があればこそ、これが効果的に発揮されているんだという現地の状況でございします。

ですから、PKOという一つの言うならばハードの面ですね、ハードな援助活動も一つの方法でありますし、NGOの性格に即したソフトな援助、これも必要である。この二つの援助が車の両輪のように行われることがやはり民生安定にとつて、紛争をこれから解決して新しい国づくりをしようにという国にとっては必要になってくると思ひます。したがつて、現地で活躍されております日本の人々はこのNGO活動が行いやすい環境、これを日本政府が支援してくれるような態勢といふものを非常に訴えてお見えになりました。やはりその点が日本政府として欠けていたと思ひますし、これからまた検討を重ねていただきたいと思いますのでございします。

さて、先ほどカンボジアの情勢について社会党の調査団の方々の報告の中から取り上げさせていただきます。カンボジアの問題を申し上げますと、私も調査団を派遣していろいろと現地を見てまいりましたのを先ほど申し上げました。やはり、過去二十年近く内戦が展開されてきたわけでございしますから、国土が大変に荒廃しております。人心も荒廃しておるであらうでしょう。飲料水、住宅、電気といった生活環境はもろろのことで、かつてはあの国は緑豊かな牧歌的な農業国でありました。クメール文明という文明国家でもありました。農業輸出国でさえもあつたわけでございします。それが内戦で木が伐採されて緑が大幅に減つてきた。赤茶けた風土に変わりました、生態

系自体そのものが変化をしておる。川もかつての清流からどぶのような濁つた川になつておる。

そういう中で、まだまだ地方では治安も悪く、生命維持の基盤である水の確保も困難だ。先ほど総理もおっしゃつたような状況があるし、また気温も四十度前後という非常に過酷な自然状況の中であつておるわけですね。したがつて、民間のボランティアの皆さん方も活躍されておりますが、なかなかまなならない面があるかと思ひます。

また、UNTACの部門と申しますのは、これは今川大使も調査団に対しておっしゃつておられますけれども、統一をされた指揮系統のもとで動く軍人によるPKOの中にあつて、一緒に活動する相手は軍事的知識が少なく、部隊として行動することになつていないとやはり相手のことが気になつて仕事でできにくくなるおそれがある、こういうことを調査団に対しておっしゃつておりました。

やはり、軍事的な知識を持ち組織的に訓練された要員でありまないと、UNTACの要請にこたえて、いろいろとUNTACと連携をとりながら、その中で効果的に活動することは非常に難しいんじやないか、こういう調査団のお声もありました。私も同感であると思つております。この点につきましましては、防衛庁長官はどのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮下創平君) 私は、ベルシャ湾における機雷掃海艇の実際上のお話をるお伺いしました。その中にやっぱり現地で海上自衛隊の自衛官があの任務を遂行する際に、アメリカ軍のみならずほかの国々、大変共感を呼んで協力をしてくださつたという点がございします。それで、私はやはりそういう今委員の御指摘のような点が確かにあろうかと存じます。

これからカンボジアによしんば派遣する場合に、やはり今川大使も言つておられましたけれども、我が国は自衛隊、国際法上軍隊になりますけれども、平和目的のために出るわけでございします。そういう組織それから訓練を持ち共感を持ち

得るような、そういう任務を帯びておる人たちが共同してやるのが一番円滑に共感を呼んでくれるんだというお話を承りまして、私も今委員の仰せられた点と全く同感でありまして、この点私も異存はございません。そのとおりだと存じます。

○太田淳夫君 調査団の報告によりますと、さらにUNTACはいよいよ武装解除が始まる第二局面を迎えるわけです。秋ごろからはPKO本体の活動よりもむしろ後方支援、人道的支援、医療、選挙事務、治安維持、そういった面でのニーズが増加してくる、こういうことでございします。この意味で、PKFを凍結した上で後方支援分野を含めました本格的なPKO参加というのは極めて重要ではないかと思ひます。

調査団によりますと、会見した要人の多くの人たちはこの私たちの主張を理解を示して、かつ日本のPKO参加については歓迎の意を表明されているのでございします。特に、実際の当事者の皆さん方が強くその自衛隊の派遣を望んでいるといふことに強い印象を受けたといふことでございします。その点、総理はどのように思つておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 紛争をしておられた当事者、関係者、住民はもとよりでございしますけれども、これから本場にいわば三十数万という人々が生業につくために、地雷をよけて復帰と申します。新しい土地なり家なりを与えられたいといふ、そういういわばここから平和への道が始まるわけでございします。そのときに我が国のような国の助けがやっぱり私は一番大事であらうと。そういう段階が早く来なければならぬので、そのためにはそのフェーズⅡが早く実現しなければならぬといふ、そういうところに今来ておるのだと思ひます。

○太田淳夫君 私は、カンボジアの支援に對しましては、人道的な立場で顔の見える協力、ともに汗を流す協力、心の通う協力が必要だろと思ひます。

内紛によって荒廃した中から、せんだつても申し上げましたが、一つの国家を、一つの平和国家を、文化国家を建設しようという大事業であります。しかも、国連を中心として世界の国々がこれに協力をして行っているという画期的な大事業だと思ひます。大変にこれは努力の必要な事業ではないかと思ひます。シアヌーク殿下がUNTACの継続を三年望まれたのもゆゑあるかなと思ひます。そのぐらゐの事業でございます。したがって、日本がこれに同じアジアの一員として参加していくことは当然だろうと思ひます。しかも、カンボジアの人々が望むような方法でやはり参加すべきではないかと私は第一点として思ひます。

さらに、カンボジアを中心としたところのインドシナ三国の状況、これは今後のアジアの安定あるいは繁栄にとつても大きく影響してくるんではないかと思ひます。カンボジアの周辺にはラオスもございます。ベトナムもございます。中国もございます。タイ国もございます。インドネシアもございます。それからマレーシアもあり、フィリピンもあり、それぞれいろいろな利害関係を持つてこのインドシナ三国の今後の発展、安定について寄与しようといはれておるわけでございます。ですから、日本はその中で明確に、アジアの諸国に対する日本の国としての政策というものをより明確にしていかなきゃならぬんじゃないかと思ひます。

今までのアジア諸国の中のいろんな批判の中には、日本はアメリカ寄り、アメリカにべつたりの外交方針ではないか、我々アジアよりもアメリカの方針によつていろいろと日本の外交政策というのが揺れ動き、リードされているんじゃないかという批判もあったように思ひます。最近はその点についてはいろいろと努力されていると思ひますけれども、今ここに国連のUNTACを中心としてカンボジアを一つの国家としてつくり上げていく、しかもそれに周辺諸国が努力、協力をしている、世界が協力しているというときでござ

いますから、そういう批判を日本は払拭するような対アジア外交、経済政策というものをやはり明確に確立していくべきではないかと思ひます。が、総理、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一) それは大変大事なことであります。また大変難しいことでもあると申せませんが、ともかくここでインドシナ半島に平和が来るといふことによりまして、アジアはこの地域でまだ一つ二つございますけれども、これはやはりこの地域の平和と繁栄にとつては非常に大きなこととでございます。

しかも、太田委員が今言われましたように、新しい国をつくるということでは経済だけ、経済援助だけをすればいいということではなくて、そういう人がやっぱり育たなければならぬとか、そういう意味で我々が貢献し得る分野というのは実は非常に広いのだらうと思ひますが、我々ということの中に、しかしそれは日本が何れ先に立つてというふうな考えますよりは、今おっしゃいましたような国々がみんな周辺におるわけでございまして、そして、それらの国々は必ずしも常に友好的であつたわけではありまじせんけれども、今こうなりましたればお互いにやっぱり助け合つたり補完し合う関係にもございまして、我が国の役目というものは、そういうことをみんないひあひお互いに協力しながらやつていくために我が国が果たす役割は何かということになるのであらうと私は思ひます。

そのことは同時に、アジアのこの地域に対する我々の大きな貢献になるわけでございますから、来るべきカンボジア復興会議などのテーマも多少、閣僚会議がありました後、事務方の委員会におろしていききたいと思つておるのでございますけれども、そういうところの考え方も、太田委員の今言われましたような長い将来を展望しての我が国の果たす役割は何かということに常に考えながら、この復興が周辺の国々全部の共同の仕事になつていくように考えていかなければならないと思ひます。

○太田淳夫君 終わります。

○立木洋君 私は、まず最初に再修正案を提案された三党の方々に御ねすることいたします。最初に、自民党の岡野さんにお尋ねいたします

が、現在カンボジアのUNTACの軍事部門、幾つかありますが、その中に派遣できるのはどの部隊で、派遣できないのはどの部門になるのか。

〔委員長退席、理事上杉弘君着席〕

言いますと、UNTACの軍事部門には軍管区本部、軍事監視員グループ、歩兵部門、工兵部門、航空支援グループ、通信部隊、衛生部隊、混成憲兵中隊、兵たん大隊、海軍部門ということで成り立っているわけですが、どこに派遣できるところに派遣できないのか。

○岡野裕君 立木先生からのお尋ねであります。が、私も政府原案を修正してこれで可決成立を願おう、可決成立を願つた場合に、どこに出るかというのは改めて行政府の方で決定するわけであります。今お尋ねのカンボジア、どういう部門

という部門かという部門があるかという点につきましては、私、立木先生はどつまびらかではありまじせん。したがって、具体的に名前をお並びになられたそのどれかというものは、あるいは違ふかもしれないけれども、抽象的に答えをするので御勘弁を願ひたいと思つております。

今回、凍結によりましてどの部門にまず派遣することができなくなるのか、その逆が派遣することとが可能になるわけであります。

先生、この法文をお持ちでありましたならば、ごらんを賜りたいと思つたのでありますが、政府原案三条の第三号、ここにずっと協力業務というものが列記されているところでありまして、その中で、イからへ及び政令にゆだねられている同種類の関係というところでレというのがございます。自衛隊が部隊として参加するという場合にはこの部門が凍結をされることになりまして、しかしながら、これらの部門でありまして個人参加でありますならばイからへまでも可能であり、レについても可

能な部分があるであらう。それからロジ部隊、これはヌからタまでになるわけでありますが、これは自衛隊が部隊として参加することは当然許される。

という原則論に立ちまして、アバウトではありますけれども、私が聞きかじつたところでお答えをするといはしますならば、UNTACにつきましては軍事部門の中で次のような分野で協力が可能だと。停戦監視団、これは個人の方です。それから航空部隊、通信部隊、医療部隊、ロジ部隊というふうなものにならうと思つております。先生、本部というふうなお話もあつたように思ひますが、本部要員についても協力は可能だと、こう存じております。

なお、文民部門、これは文民警察、選挙、行政、人権監視、難民帰還、復旧、これらがありますが、これらは当然可能であるというふうなことで掌握をしております。

○立木洋君 民社党の田淵さんにお尋ねしますけれども、きのうのあなたの御答弁の中で区分けする問題について、軍事活動、つまり歩兵が中心だと、いわゆる戦闘能力を持った部隊というのが対象になるといふ説明がございました。それを今の岡野さんの話と兼ね合わせて考えてみますと、第一、国連の公式文書にはPKF本体という言葉はないんです。それから後方支援、後方という言葉もありまじせん。それからバリ協定にも全くそれはございませぬ。それが一つですね。

それからもう一つは、カンボジアに駐屯する九つの駐屯部隊には、歩兵大隊を初め他の部隊もほとんど同地域に駐屯することになっております。そして、それらの部隊は歩兵大隊だけではなく、通信にしても衛生部隊にしてもあるいは兵たん大隊にいたしましても、すべて武器の携行が許されて武器の使用が認められております。これは法文上でも明確です。

そうすると、武器を持ち、武器を使用することができるといふことは、歩兵大隊のみではなく、他の部隊もすべていわゆる戦闘能力を持つてい

ということになるわけで、きのうあなたが述べたように、戦闘能力を持つていないかという点での区別は私は成り立たないと思うので、区別する理由がどこにあるのか、田淵さんにお答えいただきたい。

○田淵哲也君 凍結、承認の対象を戦闘能力のある部隊かどうかで判断をしておるということではございません。前の委員会でも申し上げましたとおり、これは具体的な業務で区分けをしておるわけでありまして、法文上その対象は、法第三条の第三号イからヘまでと、それに類するものの「政令で定める業務」、こういうふう具体的に挙げておるわけでありまして、そして、この業務は総括的にどういふものかという点、俗に言うP K F本体の業務である。もちろんこれは戦闘とか武力行使を目的とするものではありませんけれども、軍事的な業務であることは間違いございません。

私が申し上げた意味は、いわゆる凍結、承認の対象とするP K F本体の業務は、一般的には歩兵部隊、自衛隊でいえば普通科部隊によって構成されておまして、輸送とか通信とか医療等の後方支援の部隊に比しますと相対的に戦闘能力が高いという意味で申し上げたのであります。

もちろん、輸送とか通信とか医療とか、こういう部隊におきましても武器は携行いたします。これは治安状況が決して定まっていなくて、あるいはインフラの整備も行われていないから自給体制が必要であるとか、こういうことからやはり自衛隊の部隊でないという仕事ができなない。さらに後方支援の仕事のみならず、被災民の救援であるとかあるいはインフラ整備を行うとか、そういう民生的な仕事にも携わるわけでありまして、けれども、先ほど申し上げた事情によって自衛隊の組織が行く必要がある。こういうところを承認の対象から外したというのは、比較的、直接的に軍事的な仕事という部分が非常に薄い。それからほかにも、人道的な国際救援活動に派遣する場合、国際緊急援助隊に派遣する場合と似たような装備で行きますので外したわけでありまして。

○立木洋君 今の御答弁でわかりましたように、戦闘能力があるかないかで区別したわけではないと。つまり、相対的に高いかどうかという述べ方をされました。それから比較して軍事的な色合いが薄いかどうかという述べ方をされました。

まさに明確なように、歩兵大隊だけではなく他の部隊に自衛隊が出ていくということを確認しているのは、まさに武器を持って、その武器を使用することが認められている自衛隊が部隊として派遣されるんだという点については全く変化がないという点だけは明確になっておりますし、今お述べになった点についても、これを本体という言葉と後方という言葉で、国連の文書上明記がないことを改めて新たな概念を持ち出して、そして国民に対して事実を明らかにするという点を怠っている。そういうことも明確に指摘しておきたいと思うんです。

特に、三党の合意の中では「P K Fの本体の業務と複合した時にしか実施できないような後方支援の業務は、事実上本体の業務と同じ扱いになる」と述べておきながら、法文上は明記されておきません。この点も極めてあいまいであるということも指摘しておきたいと思うんです。

次に、公明党の峯山さんにお尋ねをいたします。この再修正案の中では、「我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則」というふうに述べられてあります。そこで、まずお尋ねしますけれども、国連平和維持隊というのは武装して、国連という自衛の場合に武器の使用が認められている軍隊であるということ、これはもう言うまでもないわけですが、これに参加をするということは、その国連の司令官の指揮下に入つてその一員として行動することを意味するのではないのでしょうか。公明党の峯山さんにお答えいただきたい。

○峯山昭範君 お答えをいたします。

修正案の中で、「我が国として国際連合平和維持隊に参加するに際しての基本的な五つの原則」と

ということ、これは私も「我が国」から始まりまして「五つの原則」までを一つの言葉として受け取つていただきたと思つておるわけですが、その参加するに際しての五つの原則という点で、その下に具体的に一つ一つ示しているわけでありまして。

そこで、P K Fという問題についてお話がございました。これは、きのうからいろいろと申し上げましたように、P K Fにつきましては当委員会でもいろいろ議論がたくさんありましたが、いずれにしても、国際的に確立した定義があるわけじゃない、しかしながら大体二つの分野に分かれる、こういうふう認識をいたしております。

一つは、武装解除の後の……

○立木洋君 参加するところだけお願いいたします。

○峯山昭範君 ですから、参加するということを説明するためにこれを詳細にお話をした方がわかりやすいのでございまして、このとおりでございます。

簡単に申し上げますと、要するにこのP K Fというのは、トータル的に申し上げますと、本体に参加する部分と、それから先ほども御説明がございましたように、後方支援に参加する部分があるということなんです。そして、いずれにしても私どもは、この参加する部隊はすべて憲法上いような問題がありますので、この「基本的な五つの原則」できちんとした歯どめをして、そして参加をするということなんです。

それで、参加する意味につきましては、この法案そのものが国際連合平和維持活動に協力するという法律になつておりますから、協力するという意味は、参加するという意味と、もう一つ物資の協力とかそういうようないろいろなものを含めた広い範囲にこの協力というのがありますので、参加するという意味は、単独のいわゆる参加という範囲を狭めた意味の参加、そういうふうにしていただきたいと思います。

○立木洋君 今の峯山さんの御答弁は全く納得でございます。

きません。

協力が参加かという問題については、あなた御承知のように、あなたの方の党の市川議員が衆議院で徹底的に問題にした問題なんです。そして、参加か協力かということは重大な憲法上の違いがあるとして問題にして、そしてそこで政府は統一見解を出したんです。その統一見解で出されたのが、「参加」とは、当該「国連軍」の司令官の指揮下に入り、その一員として行動することを意味し、と、これが参加なんです。協力というのは違ふんです。「協力」とは「国連軍」に対する右の「参加」を含む広い意味での関与形態を表すものであり、当該「国連軍」の組織の外にあって行う「参加」に至らない各種の支援も含む」と書いてある。これは憲法上の解釈の重大な問題で、参加とするか協力とするかというのは大問題になつてきた、この問題なんです。

あなたの方の党がそのことを主張してこういう統一見解が出てきて、参加と協力とは違ふと明確な政府見解が出されておるのに、そのことをあなたは十分御承知の上で今度の再修正案に参加という新たな概念を持ち込んだんでしょか。明確にしたいでございます。

○峯山昭範君 十分承知をいたしております。詳細に説明をさせていただきたいということで説明をさせていただいて、そうおっしゃつていただくと非常に私も不本意なんですけれども……

○立木洋君 中心だけ言つてもいいんです。

○峯山昭範君 中心だけいいまして、この問題は非常に大事な問題でございまして、いずれにいたしましても、私どもは参加をするにいたしましても、具体的に国連のいわゆるコマンドの指揮に従うということは明確になつておるわけでございます。

そこでこの法案でも、本部長は国連のコマンドに適合するように実施要領を作成するわけなんです。そしてその国連のコマンドは、その実施要領を介して我が国から派遣される平和協力隊により実施され、そして、それはしかもいわゆる五原則の前

提が崩れない限り、我が国から派遣される平和協力隊は国連軍のコマンドに従うということをごさいます。その点が参加するという点でございまして、決して憲法に違反するとかそういう問題ではありません。

○立木洋君 峯山さんの御答弁は全く答弁になっていない。

それで、自民党の岡野さんにその点ちよつと尋ねますけれども、この法案それ自体の名称は御承知のように、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法案なんです。協力に関する法案なんです。目的も明確に「迅速な協力をを行うため」となっているんです。協力なんです。そして、この第二条のところに明確に協力の基本原則が書かれてあります。協力の業務も書かれてあります。どこにも参加なんというふうな概念は入っていないんです。

これは、重大な問題として今まで議論された経過があったからこそすべて協力にしたと。協力法案なんです。参加法案じゃないんです。この問題は、協力和違つて参加をするということは、政府の統一見解にあるように、「国連軍」の司令官の指揮下に入り、その一員として行動する、指揮下に入るということ、もうコマンドではないんです。直接指揮権が完全に認められることになるんです。国連の。武力行使をやれと言ったら武力行使しなければならなくなるんです。そういう点について、自民党の岡野さん、いかがでしょう。

○岡野裕君 先生がおっしゃいます衆議院におきますところの見解は、あれは先生、外務委員会でお話をいたしましたけれども、国連平和協力法案のこのお話でございまして、今回出してありますところのPKO法案とは別異の法案でありますので、あの当時の見解をこのまま、新たに提案を政府からされておられる、あるいは私も修正案の中に書いてあります「参加」と同一に論じていただいたんでは、これはまことに違うといひますことを大先輩にお話しを申し上げます。

○立木洋君 法案が変わっても、これは協力法案なんです。参加というふうな全く新しい概念を再修正案の中に持ち込むということ自体が問題なんです。新しい概念を何で持ち込んだかという問題になりかねない。

私は、あと時間がないので、もう御答弁いただかなくて結構です。あなたは明確な答弁をしていただけないと私は思うのですから、もうここは問題が残つておるということだけ私ははっきりさせておきたいと思ひます。あと時間をいただければ、あしたでもあさつても私は何ほでも議論いたしますから、ひとつそのようにしていただきたいです。

最後に、首相の方にお尋ねしたいんですが、これはこの問題と直接かかわりはないんですが、これも、実は先ほど来問題になりましたいわゆる今国連のPKO特別委員会である議論をされているPKOの内容についての見直しということについて同僚議員が質問をされました。これは非常に重要な内容を私は含んでいると思うんです。ただ単に定例的に行つていっている問題ではなくて、今起つていっている事態を反映した議論が行われている。それは何か。これはユーゴの問題だと思ひます。

ユーゴにおきまして、結局、先月の十三日にボスニアからガリ事務総長がPKFを撤退させるという指令を出しました。そして、十五日の安保理の委員会で問題になりましたのは、ECから出ておるイギリス、フランスあるいはベルギー等がそのPKFを撤退させることはおかしいと。引き続きPKFを駐留させろという意見が出されました。そして、御承知のように、ECの側としては、PKFで入つておきながらいわゆる戦闘状態が激しくなると撤退するというのではこれは問題にならないではないかという批判が出てきています。そういう状況の中から問題が出てきているのは、そういう新しい問題点を考えるべき必要があるんじゃないかという問題が出てきております。

そうすると、今いろいろ問題になって出てきておる今度の六月の一日に行われた提案、勧告あるいは報告等の内容、これは今紛争のあり方が変わつたところ、紛争抑止の機能を強める必要がある、つまり武力の行使によつて事態を解決する方向を一層強めていく必要があるというふうな方向が出されておる。

もう一つは、当事者の同意なしにPKFの派遣の方向への見直しが問題になっている。そしてさらには、そうすると中立性が完全に保障されるのかどうかという問題まで問題になってくる。ですから、今まで問題になった、最初にPKOが問題になったところはいろいろさまざまな問題がありました。その後、敵はなくなりました、そして戦闘なんかなくなつて合意が行われた後に出ていくことになりました。

ですから、PKOに参加することは問題ございませんとおっしゃつてきましたけれども、今の新たな事態というのとは極めて深刻な事態になっていて、当事者の合意がなくても出ていくかもしれないような事態、中立性の保障がなくなるかもしれないような事態、より一層武力の行使が求められかねないような事態という問題が重大になってきています。

そうすると、これは今の政府が述べておられる五原則なんというふうな問題はもう飛んでしまふんですね。私は、こういう新たな問題が問題になって国連で議論されているわけですから、これを急いでこういう問題を、たかさんの問題を残しながら採決するということや方というののはこれは大変な問題だ。将来に禍根を残すことになるので、この問題については十分な審議ができるようになしなればならないというのが私たちの考え方です。

ですから、今のそういう新たなPKOをめぐる国連等で起つていっている議論等々について、あるいはユーゴの事態等々の動きについてどういふふうにお考えになつておられるのか、最後に首相の見解をお聞かせいたします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 実は、あれは私も報道で読んだつきのりなものでございまして、読みますと、ちよつと立木委員の今言われましたようなことを考えている節がございますね。私はあんなことはとても現実性がないと思ひます。この法案の御審議とは何の関係がありません。

○立木洋君 大変な問題なんで、あしたまたもう一遍やります。

○井上哲夫君 私は連合参議院を代表しまして質問をいたします。私も、修正案を出させていただきましたが、大変おくれながら恐縮でございますが、きょう趣旨説明もさせていただいて、皆さんの仲間入りをさせていただいて、わずか二十分の質問時間でございますが、いろいろとお尋ねをさせていただきます。

私どもの修正案、こういう時期に出したことにについてはいろいろところからいろいろな御意見をいただきましたが、現時点での国民の合意の得られる最良のものは実は私どもの修正案だと、こういう確信から出させていたものであります。

まず、自民党、公明党、民社党さんが出された修正案についてお尋ねをしていきたいと思ひます。

田淵委員にまず最初にお尋ねをいたします。自公民のいわゆる修正案に私どもも仲間入りをさせていたことがあったわけでございますが、残念ながら別組織というところで無念の涙をのみました。この別組織について、私ども連合参議院は、終始ほかの方からはこだわってきつたわけでございます。これは私どもは、一昨年自公民の三党合意がありました。この三党合意の中には自衛隊とは別の組織でPKOに参加をするということが明確に出されていた。その自衛隊とは別組織の納得というところでは全然別組織になつていないと、こういう受けとめ方をしたわけでございます。

す。

これはちょっと言葉が過ぎるかもしれませんが、戦前の軍部の行き過ぎに対する懸念、不安、そういうおののきがある。それはおののき過ぎるんだと言われますが、政権をとってみる自民党と、さらに公党である公明、民社の方が、わざわざ三党合意という形でつくったものがないとありさう覆されるということになると、おののかざるを得ないというふうな気持ちがあるわけでありす。そのことについていろいろ議論を重ねても、これは時間の、これまでのことでもあります。

そこで、今回出されました修正案については、最後の附則のところに、三年後に実施のあり方も含め見直す、こういう事項が附加されました。この見直しの中に、その別組織、私が申し上げるような別組織も含まれるのか、あるいは含めるおつもりがあるのか。その点、デリケートなことではございますが、まず、その質問をいたしたい。それで、とりあえず民社党の田淵委員にお願いをいたしたいと思ひます。

○田淵哲也君 お答えいたします。

三年後の見直しにつきましては、特に項目を定めて見直すということをおっしゃる。だから、いかなる制限もなく、全般について見直しを行うということでありまして、別組織の問題についてはそこから除外するというような考え方はございません。

○井上哲夫君 同じ質問でございますが、岡野理事にお願ひいたしたいんですが。

○岡野裕君 井上先生、いつも理事会、理事懇で一緒になっておりますので、岡野理事ということでお呼びでありまして、岡野理事といたしましては、お呼びの通りでございます。しかし、理事として答えるわけではございません。発議者岡野裕としてお答えいたします。

先生、法文ごらんのとおりに、「施行後三年を経過した場合において、この法律の実施状況に照らして、この法律の実施の在り方について見直し」と、こうなっております。「実施状況に照ら

して」でございます。まだ残念なことに成立し実施したしておりません。したがって、やはり実施をするその三年間の実施、これを見ないといけません。しかも、先ほどからお話が出ておりますように、PKOというのは全世界的に非常に大きく展開をし、いろいろ中身も内容も、私は、平和の方向で変化を遂げているということでございます。まず、やっぱり中に入って経験を積み、その中から見直していこうということでもあります。

別組織が入っているか入っていないか、私は、今の時点では先生のおっしゃる別組織というよりは、せっかく経験も豊富な、しかも自己完結性が一番完備をしている自衛隊以外のものをわざわざつくるということ、予算的にも非常に非効率的ではないかと、こう思うわけでありまして、三年後の見直しの段階に別組織云々を検討の範囲から除外するという趣旨ではございません。

○井上哲夫君 最後にになりましたが、峯山さんの方から公明党のお考え、同じ質問でございます。

○峯山昭範君 お答えをいたします。

まず、初めに話さなければならぬ修正案とか、いろいろと連合参議院の皆さんが御苦労されたことにつきましては私も高く評価したいと思ひます。し、私も井上さんと話をさせていたいただきましたし、また評価するという意味で申し上げますと、自衛隊が海外へ行くということについては、休職・出向とはいえず、海外へ行くということを認められたということは大変なことだと私は思っております。

それで、別組織の問題で申し上げますと、確かに連合さんがおっしゃる通りに、私も議論の過程の中では休職・出向がいいのではないかと、いうことを議論したときもありました。そういうような意味でいいますと、理想論としては確かにこれいいんじゃないかと私は思っています。ところが、実際、現実の問題としては非常にいろんな問題がある。その点では、私もいろいろな面で調査をし、一昨年、去年、ことしとかけまして、それこ

そ数十カ所にわたって調査をいたしましたし、いろんな実態の中から憲法の範囲内でこれが最良のものというふうにしたわけでありす。

それからもう一点、三党合意の問題で、別組織かと言われれば、一応自衛隊とは別組織に現在なっているわけではございませんけれども、常設の組織となつていくわけではございませんが、国際平和協力隊という組織を新たににつくって、一応別組織という形にはなっている。この点だけは申し上げておきたいと思ひます。

○井上哲夫君 なかなか、今三人の委員からお話をお聞きしますと、一昨年の三党合意で言う別組織に戻られる余地が感じられなかった。これは私のひとり主観的なものかもしれませんが、残念に思ひます。

そこで、連合参議院の磯村委員にお尋ねをいたします。

これは身内の八百長質問と受け取られるかもしれませんが、私も、私どもがいたいた質疑時間は二時間ほんの少しで、そういう中で必死にこの修正案をつくってきた。そういうことで磯村委員に、この修正案で言う別組織は何を具体的にどのようにならしているか。そして、その骨子もあわせてお尋ねをいたします。

○磯村修君 私どもの今回提案しておりますところの修正案の中で、特に別組織ということをつたっているんですけれども、やはりこれは今の国論が本分に分かれていて、そうした国民世論というものを我々はどう吸い上げていくのか、そういうことを本分に真剣に考えながら編み出したものがこの別組織ということでございます。

そこで、我々が考えている別組織というのはどういうものかと申しますと、国際平和協力隊を国際平和協力本部のもとに置きまして、これは常設組織とするわけでございます。PKOはこの協力隊を中心にして展開していくわけでございます。すなわち、自衛隊を部隊ごとに参加してほしいというのを要望したり、あるいは自衛隊員の参加を求めたりということはないで、組織上自前の

組織として運営していくということでもあります。しかしながら、PKO、今の段階では自衛隊の人材活用ということも考えなければならぬ事情もあるというふうなことから、身分の問題を考えると、自衛隊の能力というものを活用していくための自衛隊別組織とどういうふうに考えたらいいのか、その辺を検討した結果、休職・出向という形をとるということでございます。もちろん、この別組織の協力隊は、民間あるいは行政機関の方々、こういう方々も含めての別組織でございます。こうした独自の別組織を持って、国連の要請があればこの別組織の協力隊の中から派遣隊を編成して海外に送り出す、こういう仕組みでございます。

この平和協力隊がどんな協力隊であるのかというところをイメージとして御説明申し上げますと、具体的には、やはりPKOに参加するわけですから装備が必要になってまいります。ボーイング四〇の、いわばこれは航続距離が約五千九百キロ、最大二百九十人の定員ですが、こうした航空機を二機、それから海上自衛隊の「とわだ」型八千三百トンクラスの補給艦、これを一隻、さらにスパービューマ級のヘリコプターを三機、これはブルトニウムの輸送をするための護衛をする巡視船に搭載されているヘリコプターでありますけれども、その程度のもので三機ぐらい用意する、そしてまた協力隊の隊員は一千人ぐらいでスタートさせていく、これが私どもが描いている、考えている別組織の中身でございます。

もちろん派遣をする場合にはやはりそれなりの訓練が必要になってまいります。そういう意味で、隊員の教育訓練もこの中で実施していく。そしてまた協力隊から、政府から提案されておりますところの災害の緊急出動をする場合、そうした場合にはこの協力隊をその方面にも派遣できるように仕組んでいく、これが我々が考えている別組織による平和協力隊の組織でございます。

○井上哲夫君 私は、何度もここで別組織を防衛

庁長官にくだくと御質問をして、その際くどくどと言ったのは、今度の自公の修正案におかれども、自衛隊を部隊ごと防衛庁長官の指揮権を外さずにPKO隊に参加をさせて出す、これでは私どもは納得できないということを、指揮命令も外して一人個人にばらして、大変失礼な言い方かもしれませんが、そういうことを何度もお尋ねしたわけでございます。

そこで、もう一点だけ磯村委員に御質問をしたいと思ひます。

きょう少し官房長官の答弁の中にも出たわけでございますが、連合参議院が一体、昭和二十九年六月になされた国会決議、自衛隊は海外出動を禁ずると、こういう国会決議についてどのような考えを持って、しかもこの修正案でそれをどのような具体化しているか、そのことについてお尋ねいたします。

○磯村修君 国会決議のお尋ねでございますけれども、いろいろ国会決議にはございます。例えば政策的な決議、米の自由化を認めない決議というものもそのたぐいに入ると思ふんです。それから国会移転の決議、あるいは憲法にすこぶる関連する重要な決議というものもございします。

御指摘の決議につきましては、憲法九条と自衛権、そしてまた自衛隊にすこぶる関連するものであらうと私も受けとめております。自衛隊法が制定されました昭和二十九年、そこで本院が国会決議として海外への派遣をやらなないというこの決議があったわけですね。それから既に三十八年間歴史があるわけですね。この間、この決議というものは政府の国会答弁を厳しく拘束あるいは影響を与えてきたと私は思っております。そういう歴史的な経緯から見まして、自衛隊を海外に派遣しないというふうな三十数年前の国会決議というものが憲法九条を補完し得る法規範と同じような拘束力を持つものと私たちは理解しております。

つまり、その内容というものは、武器を持った自衛隊が海外に出ることを禁じたものである、このように理解をして今回別組織と、こういう形で

もって国民の合意を得る形でPKOに参加すべきである、こういうふうな我々は考えております。私たちが考えているこうした修正案というものは多くの国民の皆さんに支持されて、そういう形でもってやるべきである、こういうふうに合意ができるものと確信しております。

以上であります。

○井上哲夫君 最後にもう一点だけ質問ができません。しかも最後に社会党の野田委員に御質問するといふのは、もっと先に他党の方には質問しなさいかぬわけでございますが、これまで私がいろいろと他党の別組織の認識、理解、それから私も連合参議院の別組織の修正案にあらわれた見解を質問してきました。

これまでの答弁を聞かれて、対案を出されてこれまで御検討を重ねられてみえた社会党としては、私どもの修正案についてどのような評価をいただけるのか、御見解を賜りたいと思ひます。

○委員以外の議員(野田哲君) 私どもの出している案は、先ほど井上委員が論議の対象にされておりました一昨年の十一月の自民、公明、民社三党の合意、結果的にはあの合意に一番乗っているのは私どもの案だと、こういうふうに思ふんです。

そういう立場から、きのう連合の対案を拝見いたしましたし、磯村さんの説明を聞きまして、第一の自衛隊の部隊等が行う業務の規定を削除するとか、あるいは常設の協力隊をつくる、あるいはまた国会の承認事項、こういう点については私どもと全く共通項を持っております。

一つだけ若干見解が異なりますのは隊員の身分の問題でございます。この点につきましては、今後さらに審議がこの委員会でも続けられ、会派同士の協議を続けていければ共通項はもっと拡大をする案だと、こういうふうに思っております。

○井上哲夫君 ありがとうございます。終わります。

○寺崎昭久君 まず、防衛庁長官にお尋ねいたします。

湾岸戦争が終結した後、九一年四月に我が国は、自衛隊法九十九条にのっとって掃海艇をペルシャ湾に派遣したわけですね。目的は機雷掃海のたためです。このとき民社党は、平和時であること、平和目的のための出動であること、それからペルシャ湾が我が国にとって死活的に重要な地域であると、そういう観点から一定の歯止めがかかっているといふことで賛成いたしました。

PKO協力法案との関係でお尋ねするわけですが、掃海艇がPKOの一環として派遣される場合には、当然事前の国会承認の対象になると思ひますが、湾岸戦争のときにだかいていったような形で掃海艇が出る場合は国会承認の対象になるのか、ならないのか、お尋ねいたします。

○国務大臣(宮下創平君) 委員御指摘のように、昨年四月から、四月の後半から半年かかまして参りました。状況は、イランとイラクの長期の戦争が行われているときもこの議論があったわけでございます。法律的にはそれは可能であったんですが、湾岸の状況があいふことでございしたから派遣をしませんでした。しかし、今回は委員が御指摘のような状況です。

ところで、今回、九十九条の海上自衛隊の任務として機雷掃海に行きましたのはどういう意味を持つかといふことでございしますが、これは我が国の海上交通の安全確保を目的としたものでございします。申し上げるまでもなく、石油をあとに依存する度合いが多くて、我が国のタンカー等が往來いたしております。そういうことのために九十九条で出たものでございまして、結果として湾岸諸国の平和貢献、その他貢献をされ、高く評価されていくことは、たびたび申し上げているとおりでございます。

(理事上杉光弘君退席、理事田村秀昭君着席)

一方、PKOの本法案によりまして、これは我が国の海上交通の安全、保護という目的とかそういうものなしでも、国際協力の一助として行われれば、これは三条の「定義」の中の廃棄された武

器の処理の問題として扱うということになるかと存じます。そうならば、我が国の航路の安全確保とかそういうことを離れまして、その必要を我が国が認めればそのPKO法案に従って出すといふことでございします。これは観念的に、法律的には並行して行い得るものと、こう思っております。

○寺崎昭久君 PKO法案の場合に、事前の国会承認あるいは凍結という修正案が出されているわけですが、その前提になるのは、自衛隊が海外に派遣されるから国会承認を必要とする、PKF業務に参加するから凍結が必要だといふ考え方が根底にあったと思ひます。掃海艇を派遣したときのことを考えてみますと、自衛隊が参加しました。目的は、いわゆるPKF本体に相当する機雷除去であります。しかも、国連あるいは国連安保理の要請がないまま出ていっているわけであり

となりますと、なぜPKFの場合には国会承認が求められて、中身で言えば同じなのに、ペルシャ湾へ行く場合には国会承認の対象にならないのかという疑問を明らかにしておかなければいけないと思ひます。もう一度御答弁願ひます。

○国務大臣(宮下創平君) 少し平易に申し上げますらば、九十九条は我が国の防衛目的、広くいえば防衛目的ですね、そういうことのためにともと設けられた条文でございます。したがって、我が国の例えは今申し上げましたように船舶の安全確保というために必要であれば、これは我が国の領海だけではございしません、公海上もよろしゅうございします。そして、現実には湾岸に参りまして、相手国の領海内における作業について同意が得られればこれは九十九条でできるわけでございます。あくまでもこれは我が国の防衛上の必要、つまり広い意味で我が国は輸入国でございしますからその航路の安全を確保する、障害を取り除くといふ意味でございます。

一方、今委員の御指摘のように、PKOはこういった戦後処理の五条件の中で、そうしてそれを

満たした地域に、我が国のそういう防衛上の必要性とかそういうことは直接は関係ございません、そういう国際協力業務の一環として行なうわけでございますので、機雷掃海機自体の作業の中身はこれはもう同じであるか似ている場合が多うございましょう。しかし、それは目的が違うわけでございますので、これは法律的に明確に、はっきり画然と区別されておるもの、このように理解をいたしております。

○寺崎昭久君 我が国の防衛上というのがキーワードになるということですね。いろんな人と話をしておりますがこの辺がかなり一緒に論じられていた場合がありますので、あえてお尋ねをいたしました。

この問題というのは、一面においてP K O協力法案が修正、そしてまた再修正されつつあるという関係の中から出てきた問題であろうと思ひますし、したがって、私は先ほどの掃海艇派遣のケースを国会の承認の対象にすべきだということを申し上げておるわけではありませぬ。むしろ、言うならばP K O参加の部隊あるいは要員が国民から安心して信頼されるぐらゐの実績を積んでいただくということに期待しているわけでございます。

それでは、その次にもう一問、防衛庁長官にお尋ねいたしますが、今国会に内閣から自衛隊法の一部を改正する法律案が提出されております。まだこれは委員会審議等に付されてないやうに聞いておりますが、それによれば、防衛庁長官は外国における災害、騒乱その他緊急事態に際して航空機による邦人輸送を行うことができるということになっております。もちろん自衛隊機も使えますという内容のようであります。そして、外国人も同乗させられますという中身のようには思ひます。

〔理事田村秀昭君退席、委員長着席〕

これはもちろんP K Oとは異なるケースであるわけですが、自衛隊や自衛隊機が海外へいくということに着目すれば、P K Fではありませ

んけれども自衛隊を海外へ派遣するところに着目すれば、あるいは国会承認の対象になるのかならないのかという論議にもなりやすい部分だと思ひますが、この法案がもし改正されたとしても海外に自衛隊機を飛ばすことは国会承認の対象になるのかならないのか、伺ひます。

○国務大臣(宮下副平君) これは今委員が大体御説明になられたとおりでございますが、ただ一点ちよつと補足させていただきますと、これは外国の邦人救出でございますから外務大臣の判断と要請に基づきます。これが非常に重要な点であろうかと思つております。そして、必要な場合に邦人救出として自衛隊機を使うということになります。この自衛隊機の中には、既に昨年購入いたしましたジャンボ機が二機入っております。そのほか輸送機としてはC 130とかC 1とかそういうものもございしますが、それら航空機を、いわゆる自衛隊機を、ジャンボ機も自衛隊機に所属がえにこの四月からなりましたから、自衛隊機を使って邦人を救出するということに相なります。

しかし、その場合の外務大臣の判断が、非常に現地の状況がどうかというやうな問題、確かに御指摘のやうにあるかとも存じますけれども、これはあくまでも安全な中で、安全に邦人の救出をしようということでございます。今、法律要件として国会承認要件に係らしてはおりません。あくまでもこれは邦人救出の意思決定を内閣でいたしまして実施するという建前になっておるわけでございます。これまた審議はされておるわけですので、これから御議論をいただくか、ちやならぬ点が多々あるかとも思ひます。

○寺崎昭久君 今の点でもう一度お尋ねいたしますが、先ほど掃海艇の派遣の場合には防衛上の必要性というのがキーワードになりましたけれども、今度の場合、この飛行機を海外へ出す、自衛隊機を海外へ出す場合に、なぜ国会承認が要らないのかというのをわかりやすくもう一度御説明いただければせんか。

○国務大臣(宮下副平君) 先ほどの機雷掃海艇の場合には防衛上と一般に言ひましたが、我が国の防衛の必要性からそのようなことになっておるといふことを申し上げました。

他方、この邦人救出もこれは我が国の邦人の救出でございますし、あくまでも紛争に巻き込まれない事態の中での救出ということを前提にいたしておりますから、これは国会承認に係らしめないでもよろしいというように私は考えているところでございます。

○寺崎昭久君 それでは、総理にお尋ねいたします。

P K O協力法案が国会に提出されてから既に九カ月になつておりましたし、当委員会における審議時間もちよつと百時間になつたのではないかと思います。この間の経過を振り返つてみますと、衆議院段階で二年後の国会承認案が付されたりあるいはP K Fについて事前承認、凍結、また複合業務についても同様の措置がとられようとしておりましたし、三年後の見直しという条項もただいま審議されている最中であるわけでありませぬ。このことは、法案の枠組みに変化を与えないにしても、かなり大きな修正だろうと私は受けとめております。

しかし、このことは冷戦構造崩壊後の新しい世界秩序の構築、そして平和を求める各国の努力の中で我が国として何をなすべきか、何ができるのか、それぞれの党が真剣に考え、またこの種の法案というのはできるだけ多くの支持を得て成立させるべきものだといふ考えの方で生まれてきたものであり、言つてみれば産みの苦しみのやうな、そういうものが反映されている中身なんだろうと思ひます。

我が党にしましても、これまで何度か軌道修正をし、試行錯誤を重ねてきたことは確かだと思ひます。各党との接点を求めるために譲歩したこと、またたくさんあります。そういう意味では、原案を提出された政府にしてもいろいろの本意なところがあると思ひますし、三党合意を行った公明党、民社党にしても決して一〇〇%満足している

中身ではないだらうと思ひます。しかし、それを言ひ出したら切りがないわけでありまして、今、大事なことは、そういうものをのみ込んで一日も早くこのP K O協力法案を成立させ、日本のP K Oを待っている国、その国の期待にこたえることであらうと私は思つております。

P K O参加に不安だとか懸念がないのかと言われれば、それは大部分の人にとってはP K O派遣隊がこの法律の趣旨にのつとめて職責を全うしてくることを確信しながら、しかし注意深く見守る、温かく見守る、必要ならサポートもする、場合によつては軌道修正をするということ以外、やるやり方がほかになんたらうと私は思ひます。それは産みの苦しみの苦しみあるいは願ひ、そして責任というものであらうと私は考えております。産みの苦しみが多き子供ほどかわいいということ、を言ひますが、私は愛情を注ぐだけじゃなく、やはり厳しい目で見るということも大事だらうと思ひますし、これからのことの方がむしろ大事なのかもしれませんと思つております。

前置きが大変長くなりましたが、法案審議も大詰めの段階を迎えつつあると私は認識しております。したがって、これまでの経緯あるいは経過を踏まえて、総理の御所見あるいは決意というものを伺ひさせていただきますと思ひます。

○国務大臣(宮下副平君) 政府提案につきまして極めて長い時間にわたつて御熱心に御審議をいただきましたことは、心からありがたいこととでございます。また、その御審議の結果として幾つかの修正案が提案されました。その御趣旨につきまして私どもも承ることができました。政府の提案を最善とは存じておりますけれども、院の多数の御意思によつて修正が行われますならば、もとよりそれに対しては政府は謙虚でなければならぬと思ひます。

政府の提案の意の存するところにつきまして、大変長い時間をかけてお聞き取り願ひました。その上での御決断であれば、私どもとして悔いを残すところはございません。修正の末、本法案が成

立いたした節は、院の御審議の御趣旨を体しまして誠実にこのできました法案を執行いたしまして、国際貢献の実を上げてまいりたいと考えております。

○寺崎昭久君 終わります。

○喜屋武眞榮君 ただいままで皆さんの御審議を傾聴いたしておりました。なるほどなるほどと理解できることもたくさんございました。ところが、お聞きすればするほど疑問点がまた多く広がっておりますということも実感でございます。

そこで、短い時間ですので、総理にお尋ねしたい第一点は、国民の中にPKO法案に対する多くの反対の声があることを総理は知っておられるでしょうかどうか、まずこの点をお聞かせします。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府の御提案に對しまして幾つかの修正案が提起されておるところから判断いたしましたも、いろいろな御意見があるということも察知しております。

○喜屋武眞榮君 日がつたつてこのPKOに對する国民の疑問、反対、いろいろの形でこれが広がっていることが実態であると私は受けとめております。

そこで、第二問に総理にお聞きしたいことは、この法案に對する国民の多数の反対の聲に對しては総理はどのようにおこたえになりたいと思っておられますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府の提案に對しまして院においてそれを修正するという御決定が行われるのでありますれば、それは民意を反映した御決定であるというふうな謙虚に承らなければならぬと思ひます。

○喜屋武眞榮君 率直に申し上げまして、日がつたつてこのPKOの問題は国民の隅々まで広がりがつた。その反響は陳情、要請の形で毎日のように私も含めて各議員の部屋に、この法案をどんなことがあつても通してもらつては困る、こういう声が日に毎時刻々と広がりがつたことを率直に申し上げておきます。

次に、宮澤内閣は申し上げるまでもなく自民党

政権であり、宮澤総理は同時に自民党総裁でもあります。この自民党が中心になつて今回、自公民政三党による共同修正案が出されましたが、この修正案の骨子は、PKF本体の凍結、派遣の際の国会の事前承認、法律の施行三年後の見直しなどであります。この修正案は、政府原案に對する国民の危機感、法案の速達性、不安定性を反映したものであると考えるべきであると思ひますが、総理はどのようにお考えになつておられますか、御見解をお聞かせください。

○国務大臣(宮澤喜一君) 幾つかの修正の御提案がなされておるわけでございますが、その結果として院が多数をもつてどのような御決定をなさいますか、これは今後のことでございますが、その御決定が政府の原案と異なるということでありますれば、それは院が民意を反映されてそうされたものというふうな承らなければならぬと思ひます。

○喜屋武眞榮君 総理の御所見を承れば承るほど、非常に自信過剰と申しますか、国民の本当の聲というものを率直に受けとめていらつしやらないのではないかと、こう思われてなりません。そのことを私は率直に申し上げておきたいと思ひます。

そこで、今回のPKO法案は初めからガラス細工と言われましたが、さらに修正、再修正を繰り返して寄せ木細工になろうとしております。それも見事な寄せ木細工なら結構であります。国民の審判を仰いだら不合格になるような代物でしかないと思われてなりません。このような法案は廃案にすべきであるということ率直に申し上げます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 政府といたしましては、国連の平和維持活動に我が国も貢献しなければならぬという立場でございますので、そのような立場につきまして国会から御承認を得られることを切に願ひいたします。

○委員長(下条進一郎君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後五時六分散会

〔参照〕

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案に對する修正案

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案の一部を次のように修正する。

目次中「第二十四条」を「第二十二條に、第二十五條を、第二十三條に、第二十六條・第二十七條を、第二十四條・第二十五條に改める。

第一條中「設置」を「派遣に関する事項」に改める。

第三條第三号中「又からレまで」を「ホからヲまで」に改め、同号中ロからヘまでを削り、トをロとし、チをハとし、同号リ中「チ」を「ハ」に改め、同号リを同号ニとし、同号中ヌをホとし、ルをヘとし、ヲをトとし、ワをチとし、カをリとし、ヨをヌとし、同号タ中「ヨ」を「ヌ」に改め、同号タを同号ルとし、同号レ中「タ」を「ル」に改め、同号レを同号ヲとする。

第五條第八項を次のように改める。

8 本部に、協力隊を置く。

第五條中第十二項を第十六項とし、第九項から第十一項までを四項ずつ繰り下げ、第八項の次の四項を加える。

9 協力隊に、隊長その他の隊員を置く。

10 本部長は、協力隊の隊員の任免を行う。

11 隊長は、本部長の命を受け、隊務を統括する。

12 協力隊の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国際平和協力業務を行うこと。

二 海外において前条第二項第三号に掲げる事務を行うこと。

三 協力隊の隊員の教育訓練を行うこと。

四 国際平和協力業務を行うために使用する船舶、航空機、車両その他の裝備の取得及び管理を行うこと。

五 国際平和協力業務を適切かつ効果的に行うための調査及び研究を行うこと。

第六條第二項第二号中「協力隊の設置」を「派遣隊(当該国際平和協力業務を行うために編成される協力隊の部隊をいう。以下同じ)の編成」に改め、同号ハ中「協力隊を」を「派遣隊」に改め、同号ホを削り、同号ヘ中「第二十条第一項」を「第十八條第一項」に改め、「又は防衛庁長官」を削り、同号ヘを同号ホとし、同号トを同号ヘとし、同号チを同号トとし、同条第五項中「第三條第三号トからタまで」を「第三條第三号ロからルまで」に、「同号レ」を「同号ヲ」に改め、同条第六項を次のように改める。

6 国際平和協力業務のうち、第三條第三号イに掲げる業務又はこれに類するものとして同号ヲの政令で定める業務については、当該業務を行うために自衛隊員(自衛隊法(昭和二十九年法律第六十五号)第二條第五項に規定する隊員をいう。第十一條において同じ)を派遣すること、が自衛隊の任務遂行に支障を生じない限度において、実施計画に定めるものとする。

第六條中第七項から第九項までを削り、第十項を第七項とする。

第七條を次のように改める。

第七條 (国会の承認等)

第七條 内閣総理大臣は、実施計画の決定があつたときは、速やかに、当該実施計画に定める種類の国際平和協力業務を行うことにつき国会の承認を得なければならぬ。ただし、国会の閉会又は衆議院の解散のために国会の承認を得ることができない場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により国会の承認を得ないで国際平和協力業務を行った場合には、内閣総理大臣は、その後最初に召集される国会において、速やかに、これにつき国会の承認を得なければならぬ。

3 政府は、前項の場合において国会の承認を得られないときは、遅滞なく、当該国際平和協力業務を終了させなければならない。

4 前三項の規定は、国際平和協力業務の種類に追加に係る実施計画の変更があった場合について準用する。この場合において、第一項中「当該実施計画に定める種類の国際平和協力業務」とあるのは、「当該追加された種類に係る国際平和協力業務」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第二項の規定（前項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）により国会の承認を得た日から一年を経過する日を超えて引き続き国際平和協力業務を行おうとするときは、内閣総理大臣は、当該日の三十日前の日から当該日までの間に、当該国際平和協力業務を引き続き行うことにつき国会に付議して、その承認を求めなければならない。ただし、国会が閉会中の場合又は衆議院が解散されている場合には、その後最初に召集される国会において、速やかに、その承認を求めなければならない。

6 政府は、前項の場合において不承認の議決があったときは、遅滞なく、同項の国際平和協力業務を終了させなければならない。

7 前二項の規定は、国会の承認を得て第五項の国際平和協力業務を継続した後、更に一年を超えて当該国際平和協力業務を引き続き行おうとする場合について準用する。

8 内閣総理大臣は、実施計画に定める国際平和協力業務が終了したときは、遅滞なく、当該国際平和協力業務の実施の結果を国会に報告しなければならない。

第八条第一項第六号中「第六条第十項を」第六条第七項に改める。

第九条第一項中「協力隊を」派遣隊に改め、同条第二項中「協力隊の隊員を」派遣隊の構成員たる協力隊の隊員に改め、同条第四項を削り、同条第五項中「前二項を」前項に、「第三項の海上保安庁の職員又は前項の自衛隊の部隊等に所属する自衛隊員（自衛隊法第二条第五項に規定する隊員をいう。以下同じ。）は、それぞれを」同項の海上保安庁の職員は」に改め、同項を同条第四項と

し、同項の次に次の一項を加える。

5 本部長は、海上保安庁の船舶又は航空機を用いて国際平和協力業務が行われる場合には、当該国際平和協力業務に係る実施要領の変更を適正に行うため、海上保安庁長官に対し、第四条第二項第三号に掲げる事務のうち海外において行われるものを委託するものとする。この場合には、海上保安庁長官は、当該国際平和協力業務を行う海上保安庁の職員を当該委託に係る事務に従事させるものとする。

6 第二項の規定は、前項の委託に係る事務に従事する海上保安庁の職員について準用する。

第九条第七項中「協力隊を」派遣隊に改める。

第十条を削る。

第十一条の見出し中「隊員を」任期制隊員に改め、同条第一項中「第三号第三号から七号まで」を「第三号第三号から十号まで」に、「同号」を「同号」に、「隊員を」協力隊の隊員（以下「隊員」という。）に改め、同条第十号とする。

第十二条第一項中「第三号第三号から七号まで」を「第三号第三号」に、「これらの業務を」これを「同号」を「同号」に改め、同条第三項中「任用されるものとする」を「任用されるものとし、本部長の指揮監督の下に国際平和協力業務に従事する」に改め、同条第四項中「隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなるものとする」を「同項の期間中、自衛隊員としての身分を保有するが、自衛隊員の職務に従事しない」に改め、同条第五項を削り、同条第六項中「この条において」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とし、同条第八項中「隊員の身分及び自衛隊員の身分を併せ有することとなる者」を「任用される隊員に」、「第十六条を」第十四条に、「所属するものとみなす」を「所属し、自衛隊員の職務に従事しているものとみなす」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「同項に規定する者」を「第四項の規定により任用される隊員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十

一条とする。

第十三条を削る。

第十四条中「第十一条第一項を」第十条第一項に改め、同条を第十二条とし、第十五条から第十八条までを二条ずつ繰り上げる。

第十九条の見出しを含む中「隊員を」自衛隊派遣隊員に、「協力隊を」派遣隊に改め、同条を第十七条とする。

第二十条第一項中「又は防衛庁長官を」削り、「第三号第三号」を「第三号第三号」に、「同号」を「同号」に、「同号」を「同号」に改め、同条第二項中「又は防衛庁長官及び又は自衛隊を」削り、同条を第十八条とする。

第二十一条を第十九条とする。

第二十二条の前の見出し中「小型武器を」けん銃に改め、同条中「隊員を」派遣隊の構成員たる隊員に、「政令で定める種類の小型武器を」けん銃に改め、同条を第二十号とする。

第二十三条第一項を次のように改める。

本部長は、第六条第二項第二号及び第四項の規定により前条のけん銃が装備として実施計画に定められた場合において、第九条第一項の規定により派遣隊が派遣先国において行う国際平和協力業務に隊員に従事させるに当たり、現地の治安の状況等を勘案して特に必要と認めるときには、当該隊員が派遣先国に滞在する間、前条のけん銃を当該隊員に貸与することができる。

第六項及び第七項を削り、同条第八項中「第五項」を「第四項」に改め、「第六項及び前項の規定は業務の中断がある場合における当該国際平和協力業務に係る自衛官について、第四項を削り、「第一項から第三項までの規定による小型武器又は武器」を「第一項及び第二項の規定によるけん銃に改め、同項を同条第五項とし、同条を第二十二条とする。

第四章中第二十五条を第二十三条とし、第五章中第二十六条を第二十四条とし、第二十七条を第二十五条とする。

附則第二条中「平成三年法律第 号」を「平成四年法律第 号」に改め、「国際平和協力業務」の下に「（当該国際平和協力業務に係る実施要領の変更を適正に行うため委託される事務を含む。）を加える。

附則第三条中「平成三年法律第 号」を「平成四年法律第 号」に改める。

附則第六条を削る。

附則第七条のうち第一條第二項の改正規定中第五号を次のように改め、附則第七条を附則第六条とする。

五 国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第 号）第十条第五項に規定する自衛隊派遣隊員

この修正の結果必要となる経費は、約五百億円の見込みである。

この修正の結果必要となる経費は、約五百億円の見込みである。

当該活動に必要な機材その他の物資の海外の地域への輸送」に、「防衛庁長官」を「海上保安庁長官」に改め、同項各号及び第三項を削る。

第四条の改正規定を次のように改める。

第四条第一項中「前条」を「前条第一項又は第二項」に改め、「その職員」の下に「(国際平和協力本部にあつては、国際平和協力隊の隊員)」を、「国際緊急援助活動」の下に「(海上保安庁の職員にあつては、同項に規定する活動を含む。)」を加え、同条第二項及び第四項中「前条」を「前条第一項」に改める。

第五条の改正規定中「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を削る。

第七条の改正規定中「(同条第三項において準用する場合を含む。)」及び「のうち同条第二項第二号に該当するものに係るもの」を削る。

別表の改正規定中「警察庁」を「国際平和協力本部」に改める。

に改める。

附則第二条を削り、附則第一条中見出し及び条名を削る。

平成四年六月十日印刷

平成四年六月十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局